

Ministry of Economy, Trade and Industry

# M E T I

# Chugoku

How to use support measures

11  
2017

As of 22 November, 2017

変わるキツカケ50のヒント

## 支援制度利用ガイドブック

- 目的に応じた支援制度の索引が可能です。
- 各制度の窓口も掲載。お気軽に御相談ください。

【広島県 豊町御手洗のまち並み】(©経済産業省、【表示 4.0 国際】ライセンス <https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>)を改変して作成



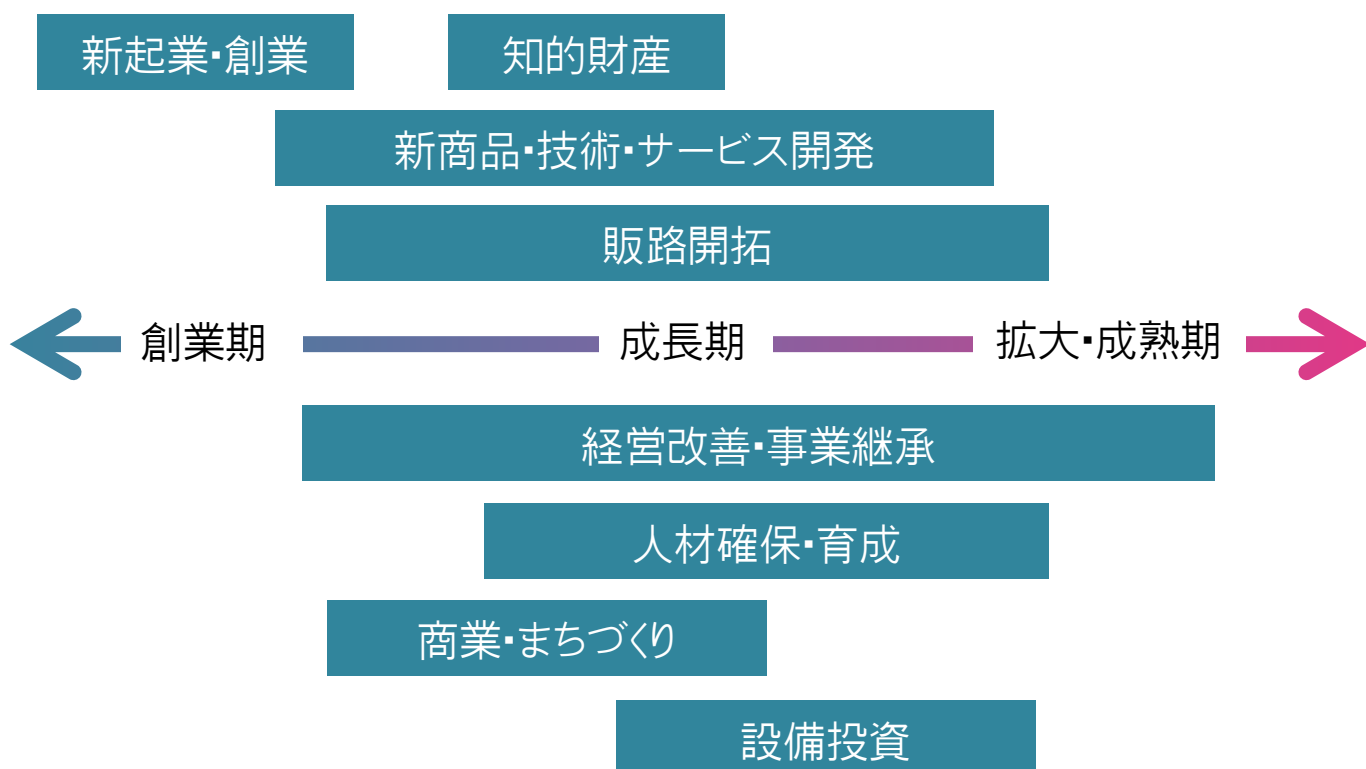
# 地域の事業者のみなさまへ

中国経済産業局は、みなさまの新たな取組をお手伝いするため、企業の成長段階に応じた様々な支援制度を準備しています。個別の支援制度紹介ページでは、制度利用にあたっての秘訣やポイントも記していますので、是非御活用ください。

- 目次から、利用ニーズに応じた支援施策をお探し頂けます。
- 各支援制度の担当窓口も記載しております。お気軽にお問い合わせください。

2017年11月 中国経済産業局

## 企業の成長段階に応じた各種支援施策のカテゴリー



# 目次

## 1. 起業・創業

- ・起業・創業したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・(女性)起業・創業に関する相談をしたい・・・・・・・・ 3

## 2. 新商品・技術・サービス開発

- ・新しい商品・技術を開発したい・・・・・・・・・・・・ 4
- ・介護機器の開発・実用化をしたい・・・・・・・・・・・・ 4
- ・福祉用具の開発・実用化をしたい・・・・・・・・・・・・ 5
- ・IoT活用を図りたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・革新的な医療機器・システムの開発・実用化をしたい・・ 6
- ・医療機器の開発・実用化をしたい・・・・・・・・・・・・ 6
- ・生活習慣病予防・改善に向けたサービスを開催したい・・ 7
- ・住民の健康増進、社会保障費の適正化を産業創出で解決したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・特産品や観光商品の開発を行いたい・・・・・・・・・・・・ 8
- ・技術の相談をしたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ・設備投資等を行いたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 3. 経営改善・事業承継

- ・稼ぐ力を強化したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ・ITに関する経営課題について相談したい・・・・・・・・ 10
- ・経営課題の解決や補助金活用の相談をしたい・・・・ 10
- ・下請企業から脱却したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・事業を再生させたい／誰かに引き継ぎたい・・・・ 11
- ・経営革新や事業転換に取り組みたい・・・・・・・・・・・・ 12
- ・消費税軽減税率に対応したい(レジ・システム導入)・・ 12
- ・計画策定のための費用を相談したい・・・・・・・・・・・・ 13
- ・金融支援を必要としない早期の経営改善の相談したい・ 13

## 4. 知的財産

- ・知財(特許、商標等)の相談をしたい・・・・・・・・・・・・ 14
- ・外国への特許・商標等の出願をしたい・・・・・・・・・・・・ 14
- ・特許取得にかかる費用を安くしたい・・・・・・・・・・・・ 15

## 5. 販路開拓

- ・今までできなかった販路開拓に取り組みたい・・・・ 15
- ・地域資源等を活用した新商品の販路を開拓したい・・ 16
- ・伝統的工芸品の販路を開拓をしたい・・・・・・・・・・・・ 16
- ・地域資源等を活用した新商品の販路を開拓したい  
(海外販路開拓)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ・観光・スポーツ分野等の魅力をPRするプロモーション映像を制作したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ・既存のコンテンツを活用して海外向けにローカライズ・プロモーションしたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

## 6. 人材育成・確保

- ・人材を確保したい(中小企業等の人材コーディネート)・・ 18
- ・生産性を向上させたい(カイゼン指導者育成、現場派遣) 19
- ・大学等でサービス産業の教育プログラムを開発したい・・ 19
- ・社内の人材を育成したい(中小企業大学校)・・・・・・・・ 20

## 7. 設備投資(生産性向上・省エネ)

- ・省エネ設備に更新したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- ・ビルの省エネルギーを図りたい・・・・・・・・・・・・ 21
- ・住宅の省エネルギーを図りたい・・・・・・・・・・・・ 21
- ・住宅を断熱改修したい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- ・省エネ設備導入にあたって低利融資を受けたい・・・・ 22
- ・災害に備えたい、省エネ設備に更新したい・・・・ 23
- ・再生可能エネルギー(熱)を導入したい・・・・・・・・・・・・ 23
- ・クリーンエネルギー自動車を購入したい・・・・・・・・・・・・ 24
- ・設備投資の税制支援を受けたい(中小企業経営強化税制)・・ 24
- ・設備投資の税制支援を受けたい(中小企業投資促進税制)・・ 25
- ・IT導入でサービス産業などの生産性を向上したい・・・・ 25

## 8. 商業・まちづくり

- ・まちなかに商機能集約施設を整備したい・・・・・・・・ 26
- ・商店街に賑わいを作りたい(1)・・・・・・・・・・・・ 26
- ・商店街に賑わいを作りたい(2)・・・・・・・・・・・・ 27
- ・まちなかの集客力を高めたい・・・・・・・・・・・・ 27
- ・商店街の集客力を高めたい・・・・・・・・・・・・ 28

## 9. その他相談

- ・開発した技術や製品の性能を保証したい・・・・・・・・ 28
- ・規制の特例を受けたい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- ・消費税転嫁で困っている・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- ・下請取引で困っている・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- ・省エネ・節電の診断を受けたい・・・・・・・・・・・・ 30
- ・地域経済分析システム(RESAS)を活用したい・・・・ 31
- ・どこの部署に聞いたらよいのか分からない・・・・ 31

## 付録

- ・支援機関一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- ・中国経済産業局 組織図(2017年4月現在)・・・・ 34
- ・ホットな情報をお届けする充実のコンテンツ！・・・・ 35

※ 紹介した制度については、一部公募が終了したものもありますが、次年度の申請に向けた準備も含め、制度を広く知っていただく趣旨で掲載していますのでご了承ください。



## 起業・創業したい

【お問合せ先】

経営支援課 新事業支援室(082-224-5658)

若者や女性など地域において起業・創業を目指す方で、「創業支援事業計画」認定市町村で創業支援を受けられた方に対して、起業・創業にかかる経費を補助します。

### 制度概要

#### ◆事業名：創業・事業承継補助金(創業補助金分)

- ・支援種類：補助金
- ・対象者：新たに創業する方
- ・対象経費：人件費、店舗等借入費、設備費、広報費、外注費、等
- ・補助率：1/2
- ・補助限度額：200万円  
※外部資金調達の確約がない場合100万円
- ・予算額：4.7億円の内数(29年度)
- ・募集時期：平成29年5月8日(月)～6月2日(金)  
**(※今年度は募集終了)**
- ・採択実績：29年度(全国 採択/申請：109件/739件)

### 活用事例

業種：飲食店(喫茶店)

支援内容：

喫茶店経営の夢を実現するため、広島市の「創業支援事業計画」に位置付けられた創業支援を受けて、事業計画や創業ノウハウ等を学び、「創業補助金」の採択・活用を経て、2015年7月に創業。



新規創業した喫茶店

※このほかの事例も以下のサイトでご覧いただけます。(中企庁HP)  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/sogyojirei/2015/index.htm>

### ポイント！

- ✓産業競争力強化法に基づく認定市町村において創業支援を受けることが必要です。
- ✓「創業」の時点等によって補助事業に申請できない場合があります。まずはご相談ください。

## (女性)起業・創業に関する相談をしたい

【お問合せ先】

経営支援課 新事業支援室(082-224-5658)

地域の産業・創業支援機関や金融機関、民間事業者等により構成されるネットワークにより、起業を志す女性や創業間もない女性起業家を支援します。

### 支援概要

#### ◆中国地域の取り組み

#### 起業女子応援ナビ@中国地域ネットワーク

- 相談対応
  - ・女性の起業に関するあらゆるご相談をお伺いします。
  - ＜起業女子応援ナビ@中国地域ネットワーク 事務局＞  
TEL:082-221-2929((一社)中国地域ニュービジネス協議会)
- 情報発信
  - ・女性の起業に関し、中国地域のセミナー・イベント等の情報や、先輩女性起業家のインタビューを発信しています。
  - ホームページ：<http://woman.cnbc.or.jp/>
  - Facebook：<https://www.facebook.com/kigyoyoshi/>
- イベントの開催
  - ・先輩女性起業家との交流会等のイベントを開催しています。



### 事業イメージ

- 全国ポータルサイト「わたしの起業応援net」  
<http://joseikigyogo.jp/>



●H29.1.26(木)  
岡山市でのイベントの様子

### ポイント！

- ✓中国地域29の支援機関(H29.10.20現在)で構成されるネットワークにより、起業女子をサポートします。
- ✓詳細・最新情報はホームページ、Facebookページをご覧ください。



## 新しい商品・技術を開発したい

【お問合せ先】

産業技術連携課(082-224-5680) 経営支援課(082-224-5658)

地域経済を面的に底上げするため、中小企業・小規模事業者が産学官で連携して行う研究開発等や新しいサービスモデルの開発等を支援します。

### 制度概要

#### ◆事業名:戦略的基盤技術高度化支援事業

- ・事業目的:産学官が連携して行う研究開発、試作品開発等を支援
- ・支援種類:補助金
- ・対象者:中小企業事業者を含む共同体(単独不可)
- ・補助率:定額・2/3
- ・補助事業期間:2年度又は3年度
- ・補助限度額:初年度4,500万円、2年度目は初年度の2/3、3年度目は初年度の1/2
- ・募集時期:平成29年4月14日(金)～平成29年6月8日(木)  
(※今年度は募集終了)
- ・採択状況(29年度全国実績 採択件数/申請件数:108件/297件)

#### ◆事業名:商業・サービス競争力強化連携支援事業

- ・目的:産学官、異分野が連携した新たなサービスモデルの開発を支援
- ・支援種類:補助金
- ・対象者:異分野の中小企業者2人以上(共同)
- ・補助率:2/3以内
- ・補助事業期間:2年度
- ・補助限度額:3,000万円
- ・募集時期:平成29年3月17日(金)～平成29年4月17日(月)  
(※今年度は募集終了)
- ・採択状況(28年度実績 採択件数/申請件数:68件/93件)

### 活用事例

#### ◆事業名:戦略的基盤技術高度化支援事業

- ・事業者名:株式会社久保田鐵工所(広島県広島市)
- ・事業内容:自動車の軽量化のため、樹脂一体成形による冷却系部品(ウォーターポンプ等)を広島大学他と開発した。
- ・事業効果:開発した樹脂製ウォーターポンプを次期開発エンジン用に提案する等、シリーズ展開を予定。また、本事業で得られた成果を活用し樹脂製の自動車用冷却部品を事業化した。



#### ◆事業名:商業・サービス競争力強化連携支援事業

- ・事業者名:株式会社サンエス(広島県福山市)
- ・事業内容:大学の支援を受け、連携体企業と開発するウイルス抗菌効果の高い空気清浄機を活用し、空気清浄機の設置・空気状態の遠隔監視・用途別フィルターの提案とフィルター交換対応を実施する、空気浄化サービスの事業化を目指す。



※このほかの活用事例は、以下でも御覧いただけます。(ミラサポ)  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/senryaku/index.htm>

- 📁 事業計画作成にあたっては、市場ニーズ、技術課題、具体的な解決手法を明確にすることが重要です。
- 📁 応募に際し、事業計画の法認定を受けることが必要です。



## 介護機器の開発・実用化をしたい

【お問合せ先】

参事官(情報・ヘルスケア産業担当)(082-224-5630)

介護現場等のニーズを踏まえた重点分野(ロボット技術の介護利用における重点分野)の機器開発・実用化を目的として、開発経費を補助します。

### 制度概要

#### ◆事業名:ロボット介護機器開発・導入促進事業

- ・支援種類:補助金(大学・企業等で構成されるコンソーシアムによる基準・評価事業へは委託)
- ・対象者:民間企業等
- ・対象経費:物品費、旅費、人件費など
- ・補助率:大企業1/2以内、中小企業2/3以内
- ・補助限度額:500万円～1億円
- ・募集時期:未定
- ・予算額:16.4億円
- ・申請手続き:国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)
- ・関連URL:<http://www.amed.go.jp/koubo/020120160113.html>
- ・採択状況(28年度実績 採択件数:開発補助事業2件、基準策定・評価事業33件)

### 事業イメージ

#### ◆ロボット技術の介護利用における重点分野

移乗介助(装着、非装着)



移動支援(屋外、屋内)



排泄支援



認知症の方の見守り(施設、在宅)



入浴支援



### ポイント!

- ✓ 対象となる介護分野の現場ニーズを踏まえた機器開発がポイントです。



## 福祉用具の開発・実用化をしたい

【お問合せ先】

参事官(情報・ヘルスケア産業担当)(082-224-5630)

高齢者や障害者の自立の促進や介護従事者の負担軽減に資するなど、優れた技術や創意工夫のある福祉用具の開発・実用化を支援します。

### 制度概要

#### ◆事業名：課題解決型福祉用具実用化開発支援事業

- ・支援種類：補助金
- ・対象者：民間企業等
- ・対象経費：機械装置等費、労務費など
- ・補助率：中小企業2/3以内(みなし大企業は1/2以内)
- ・補助限度額：2000万円以内/年、3年間で6000万円以内
- ・募集時期：平成29年2月6日～3月21日(※今年度は募集終了)
- ・予算額：1.0億円
- ・申請手続き：新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)
- ・関連URL：[http://www.nedo.go.jp/koubo/CA2\\_100140.html](http://www.nedo.go.jp/koubo/CA2_100140.html)
- ・採択状況(28年度実績 採択件数3件/申請件数：38件)

### 事業イメージ

#### ◆具体的な想定事例は以下のとおりです

身体的特徴に合わせる  
カスタムメイド製品等利便性に配慮したモビリティや  
インフラを支える機械器具等障害や多言語に対応した  
コミュニケーション支援機器等より多くの人々が共に  
利用しやすい製品等

### ポイント！

- ✓ 同一機能や同一形態の製品が存在しないこと(新規性)や、ユーザーのQOL※(生活の質)向上に資する創意工夫があることなど、技術開発要素が必要です。  
※QOL=Quality Of Life
- ✓ ユーザー評価を担う機関(福祉施設、介護施設等)との連携により、利用者ニーズに適合する製品開発が重要です。



## IoT活用を図りたい

【お問合せ先】

参事官(情報・ヘルスケア産業担当)(082-224-5630)

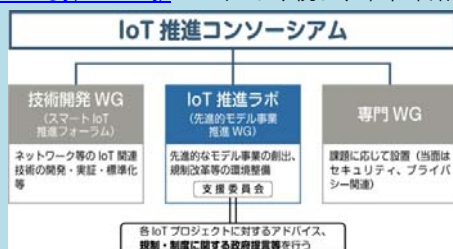
IoT推進ラボに入会いただくと、IoTに関する動向や支援策等について随時情報が入手できます。IoT推進ラボでは個別のIoTプロジェクトを発掘・選定し、企業連携・資金・規制の面から支援します。

### IoT推進ラボの概要

#### ◆IoT推進ラボ(IoT推進コンソーシアムの下に設置)

参加方法：  
以下のIoT推進ラボのホームページから入会できます。(無料)  
<http://iotlab.jp/jp/membership.html>

- お問い合わせ先：  
一般財団法人日本情報経済社会推進協会 電子情報利活用研究所  
IoT推進ラボ担当  
TEL:03-5860-7557 ※受付時間10:00-17:00  
E-Mail:[iot-info@jipdec.or.jp](mailto:iot-info@jipdec.or.jp) (土日、祝日、年末年始除く)



### 制度概要(公募中の支援)

#### ◆IoT Lab Selection ※随時募集中

(支援内容)

政府関係機関、金融機関やベンチャーキャピタル(VC)などの支援機関と連携し、以下の支援を行います。

- ①先進的IoTプロジェクトに対する資金支援
- ②事業化等に向けたメンターによる伴走支援
- ③規制改革・標準化等に関する支援(グレーゾーン解消制度、企業実証特例等の活用における手続支援や規制改革・標準化等に向けた調査・実証等)

(支援対象事業)

IoT、ビッグデータ、人工知能を活用して事業化に取り組むプロジェクトを対象とし、そのためのソフトウェア開発、ハード試作、研究開発・実証等が含まれます。  
<http://iotlab.jp/jp/selection.html>

#### ◆地方版IoT推進ラボ

平成28年6月10日より、「地方版IoT推進ラボ」募集開始 ※随時募集中  
地域におけるIoTプロジェクト創出のための取組を「地方版IoT推進ラボ」として選定し、地方での取組を通じたIoTビジネスの創出支援  
[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/local\\_iod\\_lab/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/local_iod_lab/index.html)

### ポイント！

- ✓ 会員になると、IoT推進ラボから随時メールで情報が提供されます。IoTに関する動向や支援策を掴むことで、IoT活用のヒントやチャンスを得ることもつながります。



## 革新的な医療機器・システムの開発・実用化をしたい

【お問合せ先】

参事官(情報・ヘルスケア産業担当)(082-224-5630)

世界最先端の医療機器・システムの開発・実用化を支援します。

5つの重点分野(手術支援ロボット、人工組織・臓器、低侵襲性治療、画像診断、在宅医療)を中心に、先端技術を有する企業・大学等の連携による、開発リスクの高い医療機器の開発を支援します。

### 制度概要

#### ◆事業名:

未来医療を実現する医療機器・システム研究開発事業

- ・支援種類: 委託費
- ・対象者: 大学・民間企業等
- ・対象経費: 物品費、旅費、人件費など
- ・その他: 公募されるプロジェクトは年度により異なります  
H28年度は、①認知症の早期診断・早期治療のための医療機器開発プロジェクト  
②救急の現場にて傷病者が早く正しい医療を受療できる技術開発プロジェクト  
③安全性と医療効率の向上を両立するスマート治療室の開発(8K内視鏡システム)
- ・予算額: 43.9億円
- ・申請手続き: 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)
- ・関連URL: <http://www.amed.go.jp/program/list/02/01/029.html>
- ・採択状況(28年度実績 採択件数: 5件)

### 事業イメージ

#### 手術支援ロボット・システム

フレキシブル内視鏡手術装置



深部の病変を低侵襲で治療

スマート治療室



手術時間短縮により患者負担を軽減

#### 低侵襲治療

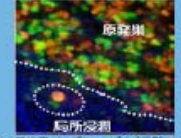
ニューロリハビリシステム



脳波を検出して麻痺の回復を支援

#### 画像診断(イメージング)

低侵襲がん診断装置



組織を切り取らずに、がん細胞を検出

### ポイント!

- ✓ 事業化の体制を見据えた企業と大学の連携が必要となります。

## 医療機器の開発・実用化をしたい

【お問合せ先】

参事官(情報・ヘルスケア産業担当)(082-224-5630)

高度なものづくり技術を有する中小企業と医療機関等との連携(医工連携)により、医療現場のニーズに応える医療機器等の開発・実用化を推進します。

### 制度概要

#### ◆事業名: 医工連携事業化推進事業

- 支援種類: 補助金
- 対象者: ものづくり中小企業、製造販売担当企業、医療機関を含んだコンソーシアムを構成した体制が必要
- 対象経費: 物品費、旅費、人件費、外注費、検査業務費など
- 補助対象経費上限: 5000万円~1億円/年  
※分野や医療機器or非医療機器により異なります(補助率2/3、補助期間は3年間以内)
- 募集時期: 平成29年2月3日~3月31日(※今年度は募集終了)
- 予算額: 34.5億円の内数
- 申請手続き: 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)
- 関連URL: <http://www.amed.go.jp/program/list/02/01/031.html>
- 採択状況(28年度実績 採択件数19件)

### 活用事例

事業者名: ダイヤ工業(株)、(公財)岡山県産業振興財団  
国立大学法人広島大学 ほか

事業内容: 在宅歯科医療における口腔感染症や誤嚥性肺炎の予防機能を有した抗菌性粘膜調整材の開発・事業化

汚染された粘膜調整剤



抗菌性粘膜調整材



抗菌性粘膜調整材は口腔感染症や誤嚥性肺炎の予防に貢献

### ポイント!

- ✓ ものづくり中小企業のみでの提案は不可。製販企業や医療機関とのコンソーシアムが必須です。
- ✓ 薬事、知財、技術・評価、マーケティング等開発段階に応じたコンサルティング(伴走コンサルティング)による支援体制でプロジェクトをフォローします。



## 生活習慣病予防・改善に向けたサービスを開発したい 【お問合せ先】 参事官(情報・ヘルスケア産業担当)(082-224-5630)

ウェアラブル端末等から取得される日々の健康情報等を活用して、糖尿病軽症者を中心にその重症化予防・改善を図る実証研究を実施し、行動変容を促す方法等について検証を行います。これにより、糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防や改善につながるサービスの開発を支援します。

### 制度概要

#### ◆事業名: 企業保険者等が有する個人の健康・医療情報を活用した 行動変容促進事業

支援種類: 委託費

対象者: 民間事業者等

対象経費: 謝金、旅費、人件費等

募集時期: 平成29年6月5日～7月6日

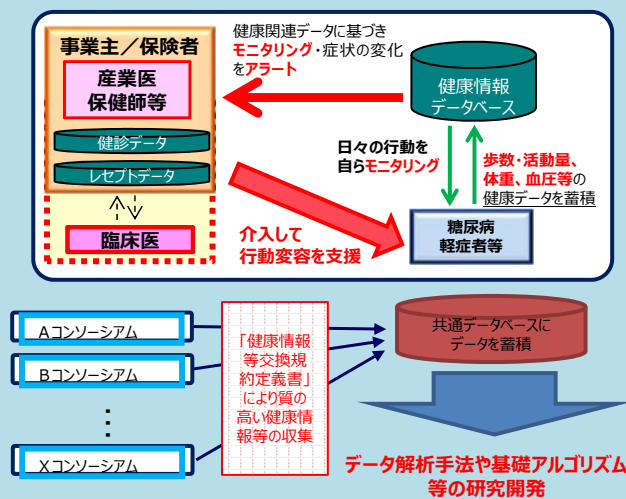
(※今年度は募集終了)

予算額: 6億円

申請手続き: 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)

採択状況: (28年度実績 採択数/応募数: 8件/32件)

### 活用事例



### ポイント!

- ✓ 企業保険者等が有する個人の健康・医療情報を活用し、従業員の行動変容を促進することにより、医療費適正化やプレゼンティーズム・アブセンティーズムの改善による生産性向上に繋がります。

## 住民の健康増進、社会保障費の適正化を産業創出で解決したい 【お問合せ先】 参事官(情報・ヘルスケア産業担当)(082-224-5630)

運動・栄養・保健サービスといった公的保険外のヘルスケア産業を育成し、地域包括ケアシステムと連携しつつ健康寿命延伸を目指すため、地域の医療・介護関係機関と民間機関の連携等を通じた新分野への展開を支援します。

### 制度概要

#### ◆事業名: 健康寿命延伸産業創出推進事業

支援種類: 補助金

対象者: 民間事業者等

対象経費: 謝金、旅費、人件費等

募集時期: 平成29年6月28日～7月18日

(※今年度は募集終了)

予算額: 7.1億円の内数

関連URL:

<http://www.keieiken.co.jp/h28kenkoujyummyou/>

採択状況:

(28年度実績 採択数/応募数: 12件/39件)

### 活用事例

#### ◆なんぶスマートライフ・健康サービス創出推進事業

実施地域: 南部町(鳥取県)  
代表団体: ㈱中海テレビ放送  
連携する協議会: 鳥取県地域活性化総合特区推進協議会健康づくりサービス分科会



#### ◆島根式認知症予防システムビジネス展開事業

実施地域: 島根県江津市、奥出雲町、川本町  
代表団体: (公財)しまね産業振興財団  
連携する協議会: 島根県ヘルスケア産業推進協議会



#### ◆ハイリスク患者に対する疾病管理(呉市モデル)の全国推進プロジェクト

実施地域: 広島県  
代表団体: ㈱データホライゾン  
連携する協議会: ひろしまヘルスケア推進ネットワーク

### ポイント!

- ✓ まずは、地域関係者(医療・介護機関、自治体、大学、民間事業者など)が集まり、地域課題等を共有するとともに、それらの解決方法や新たな事業創出について検討する場(地域版ヘルスケア産業協議会)の設置と連携を。



## 特産品や観光商品の開発を行いたい

【お問合せ先】

中小企業課(082-224-5661)

地域の小規模事業者による全国規模のマーケットを狙った新規事業展開を支援するため、各地の商工会・商工会議所等が小規模事業者と協力して進める特産品や観光商品の開発及びその販路開拓等について、幅広く支援します。

### 制度概要

#### ◆事業名：小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業

(地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト)

- ・支援種類：補助金
- ・対象者：商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会
- ・補助対象事業(1)特産品開発、(2)観光事業開発、(3)特産品開発・観光事業開発、(4)コミュニティビジネス創出
- ・補助率、補助上限額：
  - ①調査研究事業(事業可能性調査(F/S)) 500万円、定額補助、
  - ②本体事業(特産品開発、観光開発など)
    - 1年目：800万円、補助率2/3、2年目：600万円、補助率1/2
- ・募集時期：日本商工会議所、全国商工会連合会  
平成29年2月22日～平成29年3月29日まで  
(※今年度は募集終了)
- ・予算額：51.6億円の内数(例年、全国で200件ほど採択)

### 採択事例

○出雲商工会議所(島根県)

「出雲“薬草×美活”プロジェクト」

※H26調査研究事業、H27本体事業採択

注目！>古来からある薬草を地域資源として見直し、具体的な売り先を決めた商品開発が奏功。

・抗酸化作用が確認されている薬草「アカメガシワ」を使用したシリアルバーとクッキーを開発。

・平成28年10月より、「ナチュラルローソン」130店全店で販売開始し、3ヶ月余りで7000個追加納品など順調に売上げを拡大。

・今後は薬草を使った加工食品を「食べるお守り」シリーズとして展開するとともに、薬草と美活の街という魅力を発信し、街の活性化を目指す。

※商品開発の様子

※シリアルバーとクッキー



### ポイント！

- ✓ 特産品開発や観光事業開発などを、はじめの一步から事業化に至るまで、「調査研究事業」、「本体事業1年目、2年目」といった成長の段階に合わせて、支援しています。



## 技術の相談をしたい

【お問合せ先】

産業技術連携課(082-224-5680)

「新たな技術開発に取り組んでいるが、技術的課題に直面している。」

「新製品・サービスを開発したが、その性能や効果を証明したい。」

そんなときは是非、各県公設試・産総研にご相談下さい。

### 支援内容

- 技術相談  
技術開発・改善、商品開発等への相談に対応します。
- 技術指導  
現場に出向いて課題解決に向けた支援を行います。
- 技術研修等  
ものづくり人材を育成します。
- 共同研究  
基礎研究から応用研究まで
- 受託研究  
企業が抱える商品開発への課題を解決します。
- 依頼試験、保有設備の利用

※それぞれ有料・無料のものがございます。  
詳しくは各機関の窓口にお問い合わせ下さい。



### 相談窓口

鳥取県 (地独)	鳥取県産業技術センター	TEL0857-38-6200
島根県	島根県産業技術センター	TEL0852-60-5141
岡山県	岡山県工業技術センター	TEL086-286-9600
広島県	広島県立総合技術研究所※ 広島市工業技術センター※	TEL0823-74-0053
	※広島県ものづくり技術相談窓口(広島県、広島市共通窓口)	
山口県 (地独)	山口県産業技術センター	TEL0836-53-5050
全 国 (国研)	産業技術総合研究所 中国センター	TEL 082-420-8245

### ポイント！

- ✓ 高度な開発能力を有する研究者からのアドバイスや、機器等を利活用することが可能です。

# 設備投資等を行いたい

【お問合せ先】

産業技術連携課(082-224-5680)

国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援します。本事業は平成28年度第2次補正予算の事業です。

## 制度概要

### ◆事業名:革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金(平成28年度第2次補正予算)

➢ 公募期間:平成28年11月14日(月)~平成29年1月17日(火)  
(※募集終了)

➢ 事業期間:交付決定から平成29年12月29日(金)まで  
小規模型は平成29年11月30日(木)まで

➢ 補助上限額:第四次産業革命型:3,000万円  
一般型:1,000万円※  
小規模型:500万円※

➢ 補助率:2/3以内

➢ 応募先:各県中小企業団体中央会

※「一般型」及び「小規模型」は雇用増(維持)をし、5%以上の賃金引上げについては補助上限を倍増

※最低賃金引上げの影響を受ける場合については、補助上限を更に1.5倍  
詳細は以下URLから御確認下さい。

[http://www.chuokai.or.jp/hotinfo/28mh\\_koubo\\_2016nov-.html](http://www.chuokai.or.jp/hotinfo/28mh_koubo_2016nov-.html)

## 活用事例(平成27年度実施)

### ➤事業者名:株式会社アカマ印刷(山口県下関市)

➤ 事業内容:住宅リフォームの需要が伸びる中、壁紙に写真等を使ったオリジナルな部屋に仕立てたいという顧客ニーズが高まっている。この要望に応えるため、自社の色彩表現技術及び画像処理技術に加え、高性能インクジェットプリンターを導入することにより、オリジナル壁紙の作成を実現した。



2.6m幅の巨大印刷を実現する高性能インクジェットプリンターを導入



インクジェット印刷による屋内のオリジナル壁紙

## ポイント!

- ✓ 認定支援機関による事業計画の確認が必要です。
- ✓ 総賃金の1%賃上げ等に取り組む企業等には加点されます。

# 稼ぐ力を強化したい

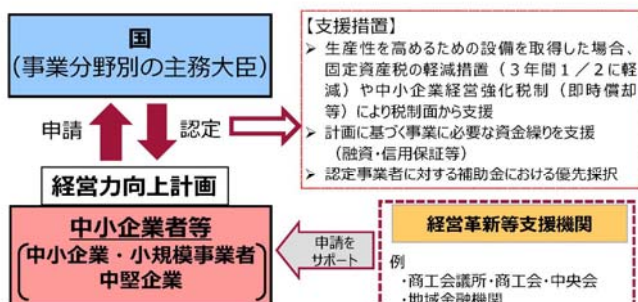
【お問合せ先】

経営支援課(082-224-5658)

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画「経営力向上計画」の認定を受けることで固定資産税の軽減、各種金融支援措置等が受けられます。

## 制度概要

### ◆事業名:経営力向上計画



## 申請について

- 各業種の所管大臣が策定した経営力向上強化のための指針(事業分野別指針)に沿って、経営力向上計画を策定、各担当省庁へ申請。
  - 基本的には、申請書(2枚)と工業会証明書(固定資産税及び法人税等の軽減の場合のみ)、チェックシートで申請ができます。
  - 申請は随時受け付け。
  - (固定資産税及び法人税等の軽減の場合には平成31年3月31日までに対象設備を取得することが必要)
- 主な事業分野と提出先
  - 経済産業省…製造業(経済産業省所管のみ)、卸・小売業(経済産業省所管のみ)など
  - 農林水産省…製造業(食料品、飲料)、卸・小売業(食料品、飲料)など
  - 農林水産省及び厚生労働省(共管)…外食・中食など
  - 厚生労働省…医療、保育、介護など
  - 国土交通省…貨物自動車運送、船舶産業、自動車整備業など

## ポイント!

- ✓ 経営力向上計画の認定は小規模・中小企業に加え中堅企業も支援対象となります。
- ✓ ただし、固定資産税及び法人税の軽減措置については、租特税法の中小企業者(資本金1億円以下)となります。
- ✓ 機械・装置等を取得後についても経営力向上計画の申請は可能です。ただし取得日から60日以内に計画が受理される必要があります。





## ITに関する経営課題について相談したい

【お問合せ先】

参事官(情報・ヘルスケア産業担当)(082-224-5630)

中小企業が抱える経営課題への支援のため、ITコーディネータ協会に相談窓口を設置しています。協会でお話を伺い、中小企業支援の専門知識や豊富な実績を有している最適なITコーディネータを無料でご紹介いたします。是非ご相談ください。

### 制度概要

#### ◆事業名：経営とIT化相談窓口(ITコーディネータ紹介)

- 対象者：中小企業等
- 時期：通年
- 相談費用：無料(紹介のみ)
- 受付内容：

売上拡大、コスト削減、業務プロセス効率化、競合他社との差別化、といった経営課題をIT活用により解決したい等



- 相談先：  
メールフォームから申し込み  
特定非常利活動法人ITコーディネータ協会：  
<http://www.itc.or.jp/management/>  
※ITコーディネータ協会でご相談を受け付け、必要に応じて最適なITコーディネータや、各地域の支援機関を紹介します。

### 活用事例

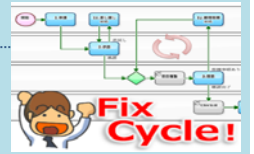
業種：製造業

課題：生産管理と在庫管理を合理化したい。

結果：

・ITコーディネータを交えた検討を重ね、「経営ナビシステム」を導入し、事業別、商品別、顧客別の販売実績のリアルタイム分析を可能とし、高収益商品の販売提案、低収益商品の価格交渉など利益目標を達成するための的確なアクションがタイムリーに取れるようになった。

・「簡易進捗管理システム」「在庫管理システム」によって、リードタイムの短縮による短納期への対応を可能とし失注の回避を図り、成長分野である海外への販路開拓など、的確な受注販促活動につなげている。経験と勘にたよる経営からデータに基づく経営の見える化が可能になったことにより、次世代に事業承継ができる基盤が整った。



### ポイント！

- ✓ 様々な経営課題の解決にIT活用が有効ですが、システムを導入すれば解決するものでもありません。IT導入アドバイスだけでなく、経営改善企画や課題解決方法等の提案等もあわせてアドバイスします。



## 経営課題の解決や補助金活用の相談をしたい

【お問合せ先】

中小企業課(082-224-5661)

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題の解決をサポートする相談窓口「よろず支援拠点」を各県に設置しています。売上拡大や資金繰り等の経営課題、各種補助金の活用など、「よろず支援拠点」の専門家がサポートするとともに、地域の支援機関・専門家と連携し、皆様の経営相談に応じています。

### 制度概要

#### ◆事業名：中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点事業)

対象者：地域の中小企業・小規模事業者

時期：通年

相談費用：無料

支援の具体的な手法：

- ✓ 売上拡大に係る支援(強みの分析、効果的なPR、新たな顧客獲得等に係るアドバイス、販路拡大支援等)
- ✓ 相談内容に応じた適切な支援機関の紹介等

相談先：各県よろず支援拠点



### 相談窓口

- 鳥取県よろず支援拠点 0857-31-5556
- 島根県よろず支援拠点 0852-60-5103
- 岡山県よろず支援拠点 086-286-9667
- 広島県よろず支援拠点 082-240-7706
- 山口県よろず支援拠点 083-922-3700
- ★あらゆる経営のご相談を、ワンストップで専門家が  
お聞きます。

### 相談事例

「事業者の看板商品を生かした「地元名物」づくりで売上拡大」

【解決策提案】

老舗の食堂が地域の人口減少等で売上が減少、対応策の検討で相談。環境変化への対応や顧客分析に基づく新商品開発等の提案を基に、地元の食材とお土産等として持ち帰れる手軽な「巻き寿司」を開発。道の駅への商品提案やホームページ新設により、1日で150本以上売れる人気商品となり、積極的な情報発信で「地元名物」としての認知度も高まっている。

### ポイント！

- ✓ 支援機関等との接点が無く相談先に悩む中小企業・小規模事業者の相談窓口として、広くご相談に応じています。自治体や金融機関等支援機関と連携し、各地で出張相談会も開催しています。相談は無料ですので、お気軽にお近くの「よろず支援拠点」にご相談ください。

## 下請企業から脱却したい

【お問合せ先】

中小企業課(082-224-5661)

親事業者の生産拠点閉鎖・縮小により売上げが減少する下請事業者が、新分野進出のために行う試作開発、展示会出展などの取組を支援します。また、下請事業者同士が連携して行う調査研究や設備導入などを支援します。

### 制度概要

#### ◆事業名：下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金

##### ①下請中小企業自立化基盤構築事業

##### ②下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業

支援種類：補助金

対象者：①下請中小企業振興法に基づく、特定下請連携事業計画の認定を受けた連携参加者

②親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、又は閉鎖・縮小が予定されている影響により売上が減少する下請小規模事業者等

補助対象事業：

①法認定計画による新たな事業活動に係る販路開拓、試作・開発等

②新分野への進出等による取引先の多様化のための設備導入・展示会出展等

補助率：①、②とも2/3以内

補助上限額：①2,000万円、②500万円

募集時期：一次公募；平成29年1月26日～5月31日(募集終了)

二次公募；平成29年7月13日～8月21日(募集終了)

予算額：13.9億円の内数

### 活用事例

- ▶ 事業者名：マチモト株式会社  
(広島県福山市：糸加工・撚糸・食品)
- ▶ 親事業者からの発注が海外生産に切り替えられ、売上高の大幅な減少が見込まれたことから、新分野進出事業の実施を希望した。
- ▶ 補助事業として、試行錯誤を繰り返して栽培技術を確立した有機無農薬栽培の食用バラについて、薬草としての有効成分の調査を行った。また、食用バラを加工した商品のデザインの制作を行った。
- ▶ こうして開発したバラジュースが高島屋、中四国に展開の大手百貨店の天満屋等でギフト商品として販売されている。また、食用バラ自体についても、ホテル、デパート等から業務用として注文がきている。



### ポイント！

- ✓ 取引先多様化のための試作開発、展示会出展等にご活用いただけます。
- ✓ 申請に際しては、取引依存度や売上の減少、特定下請連携事業計画の法認定など要件があります。まずは当局中小企業課にご相談ください。

## 事業を再生させたい/誰かに引き継ぎたい

【お問合せ先】

中小企業課(082-224-5661)

事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を行っています。また、後継者問題を抱える事業者に対して、事業引継ぎや事業承継に関する相談対応、譲受希望者とのマッチング等を行っています。

### 制度概要

#### ◆事業名：中小企業再生支援協議会事業

- ▶ 各県の「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題を抱えた中小企業・小規模事業者や事業引継ぎを行おうとする中小企業・小規模事業者に対し、以下の支援を行っています。

(再生支援)

事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を実施しています。

(事業引継ぎ支援)

後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業承継の促進、円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで行っています。また、創業希望者と後継者不在事業主とのマッチングも行っています。



### 相談窓口

- ▶ 鳥取県中小企業再生支援協議会 0857-30-6761  
鳥取県事業引継ぎ支援センター 0857-20-0072  
(公財)鳥取県産業振興機構)
- ▶ 島根県中小企業再生支援協議会 0852-23-0701  
島根県事業引継ぎ支援センター 0852-33-7501  
(松江商工会議所)
- ▶ 岡山県中小企業再生支援協議会 086-286-9682  
岡山県事業引継ぎ支援センター 086-286-9708  
(公財)岡山県産業振興財団)
- ▶ 広島県中小企業再生支援協議会 082-511-5780  
広島県事業引継ぎ支援センター 082-555-9993  
(広島商工会議所)
- ▶ 山口県中小企業再生支援協議会 083-922-9931  
山口県事業引継ぎ支援センター 083-902-6977  
(公財)やまぐち産業振興財団)

### ポイント！

- ✓ 国の委託事業で設置運営しておりますので、ご相談は無料、公正中立、秘密厳守で行っています。企業の再生は早期の対応が重要です。まずはお近くの窓口にご相談ください。
- ✓ 鳥取、岡山、広島、山口のセンターでは「後継者人材バンク」を開設しています。事業意欲のある創業希望者の方は是非、ご登録ください。経営資産やノウハウを引継ぎ、リスクを抑えて起業することも可能です。

# 経営革新や事業転換に取り組む後継者を支援します

【お問合せ先】  
中小企業課(082-224-5661)

地域経済に貢献する中小企業において事業承継をきっかけとした新しい取組(経営革新や事業転換)を行う後継者を支援します。

## 制度概要

### ◆事業名:事業承継補助金

支援種類:補助金

対象者:事業承継を行う者であること。

(平成27年4月1日から平成29年12月31日までの間に事業承継を行った者又は行う予定の者であること)

補助対象事業:事業承継をきっかけとした新しい取組(経営革新や事業転換)を伴うものであること。

補助率:2/3

補助上限額:経営革新を行う場合:上限200万円

事業所の廃止や既存事業の廃止・集約を伴う場合:  
:上限500万円(廃業費用300万円を上乗せ)

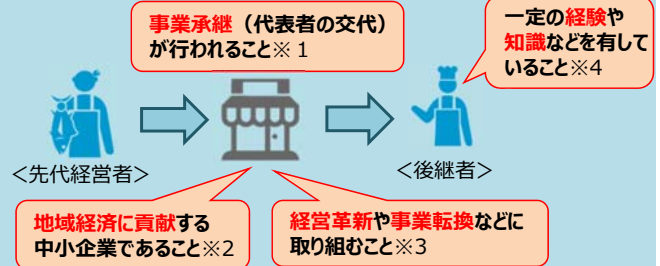
受付期限:平成29年5月8日から6月2日まで(※募集終了)

予算額:11億円の内数

問合せ先:創業・事業承継補助金事務局

電話番号:03-5148-7051(平日10時~17時)

## 事業イメージ



- ※1 会社の場合:代表者の交代など、後継者が事業を承継した/すること  
個人事業者の場合:先代経営者の廃業・後継者の開業など、後継者が事業を承継した/すること
- ※2 地域の雇用維持、創出などにより地域経済に貢献している等
- ※3 新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供等
- ※4 次のいずれかに該当すること
  - ① 経営に関する職務などの実績を有している者
  - ② 同業種での実績などを有している者
  - ③ 後継者としての必要な知識を有する者

## ポイント!

✓ 認定経営革新等支援機関による事業計画の確認が必要です。

18

# 消費税軽減税率への対応を支援します

【お問合せ先】  
中小企業課(082-224-5661)

平成31年10月から導入される消費税軽減税率(複数税率)制度に関し、中小企業・小規模事業者に対するレジ導入補助等を行っています。また、中小企業団体や業界団体等が支援策を周知するための説明会を行う際、無償で講師を派遣します。※詳細はこちら <http://keigen-zei.jp/>

## 制度概要

### ◆事業名:中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

支援種類:補助金

対象者:中小企業者及び小規模事業者(支援法の範囲)

補助対象事業:レジ、レジ機能に直結する付属機器、  
電子的な受発注システム 等

補助率:基本的には2/3(諸条件有り)

補助上限額:レジ1台あたり、20万円が上限

(複数台数申請は、1事業者あたり200万円が上限)

発注システムの場合1000万円が上限

受注システムの場合 150万円が上限

事業完了期限:平成31年9月30日

※補助金の申請受付期限については、上記の事業完了期限に合わせて設定されますが、具体的な時期は、追って補助金事務局から公表します。



## 申請について

◆申請はいつでも受付、できるだけわかりやすく。申請サポートもあります。

- 基本的には、申請書(数枚)と、証拠書類(内訳の分かる支払いの証拠書類(領収書や請求書)、製品の証明書など)で申請できます。申請は随時受付を行います。

※複数台をまとめて申請するなどの場合は、追加で書類を作成いただく必要があります。

- 申請書の作成サポートも充実しています。

・A型は一部販売店等による代理申請等が利用可能です。

・B-1型は、指定業者による代理申請を原則とします。

B-2型は事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象です。

- 問合せ先:軽減税率対策補助金事務局 申請窓口  
電話番号:0570-081-222(平日9時~17時)  
ホームページ:([www.kzt-hojo.jp](http://www.kzt-hojo.jp))

## ポイント!

✓ 平成28年11月18日に消費増税延期法が成立しました。消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日から実施されます。





## 計画策定のための費用を支援します

【お問合せ先】  
中小企業課(082-224-5661)

財務上の問題を抱えており金融支援を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家(認定支援機関)の助けを得て実施する経営改善計画の策定を支援します。

### 制度概要

#### ◆事業名: 経営改善計画策定支援事業

- 認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス(資産査定)費用、フォローアップ費用につき、補助率2/3(補助上限額200万円)を支援します。
- 金融機関から返済条件を緩和してもらう等の金融支援を受けることを目的として、金融調整を伴う本格的な経営改善計画を作成します。
- ✓ 本事業においては経営改善計画について金融機関から同意を得ることが必要です。

### 相談窓口

- 鳥取県経営改善支援センター 0857-36-8877  
((公財)鳥取県産業振興機構)
- 島根県経営改善支援センター 0852-23-0867  
(松江商工会議所)
- 岡山県経営改善支援センター 086-286-9704  
((公財)岡山県産業振興財団)
- 広島県経営改善支援センター 082-228-3006  
(広島商工会議所)
- 山口県経営改善支援センター 083-921-8039  
((公財)やまぐち産業振興財団)



### ポイント!

- ✓ 計画策定をすることで、資金繰りや経営課題、今後の目標や将来展望を知ることができます。
- ✓ まずはお近くの窓口にご相談ください。

20



## 金融支援を必要としない、早期の経営改善を支援します

【お問合せ先】  
中小企業課(082-224-5661)

資金繰り管理や採算管理等の早期の経営改善を実施する中小企業・小規模事業者が、外部専門家(認定支援機関)の助けを得て実施する早期経営改善計画の策定を支援します。

### 制度概要

#### ◆事業名: 早期経営改善計画策定支援事業

- 認定支援機関の支援を受け、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図など早期の経営改善計画を策定する費用やモニタリング費用につき、補助率2/3(補助上限額:20万円 うちモニタリング費用5万円まで)を支援します。
- 金融機関支援を目的とはせず、金融機関と対話をしながら、早期から自己の経営を見直すための資金繰り表やビジネスモデル俯瞰図などを基に基本的な計画を作成します。

### 相談窓口

- 鳥取県経営改善支援センター 0857-36-8877  
((公財)鳥取県産業振興機構)
- 島根県経営改善支援センター 0852-23-0867  
(松江商工会議所)
- 岡山県経営改善支援センター 086-286-9704  
((公財)岡山県産業振興財団)
- 広島県経営改善支援センター 082-228-3006  
(広島商工会議所)
- 山口県経営改善支援センター 083-921-8039  
((公財)やまぐち産業振興財団)



### ポイント!

- ✓ 早期から資金繰りや経営課題を見直すことが重要です。
- ✓ まずはお近くの窓口にご相談ください

21

## 知財(特許、商標等)の相談をしたい

【お問合せ先】  
知的財産室(082-224-5680)

中小企業等が経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや相談をワンストップで受け付けます。窓口支援担当者が、ヒアリングを通じて経営課題を把握し、その課題に対応した知的財産活動を無料でご提案します。

### 制度概要

#### ◆事業名:知財総合支援窓口

- ▶ 対象者: 中小企業等
- ▶ 時期: 通年
- ▶ 相談費用: 無料



#### ▶ 受付内容:

- ✓ 開発技術の保護手法を提案
  - ✓ 効果的な権利取得を提案
  - ✓ 経営面の課題解決の道筋を提案
  - ✓ 知的財産の重要性や知的財産制度の概要説明
  - ✓ 事業化を支援する制度(補助制度等)の説明
  - ✓ 職務発明規程の整備・運用についての説明 等
- 相談先: 全国共通ナビダイヤル 0570-082100

### 相談事例

- ▶ 業種: 菓子製造業
- ▶ 相談内容: 自社で販売している洋菓子の名称を商標出願をしたところ、他社で類似商標が登録されていた。その際の対応方法について教えて欲しい。
- ▶ 相談結果: 当事業の専門家派遣制度を紹介し、専門家によるアドバイスを実施。相談をきっかけに独創的なネーミングを付けたブランド戦略の重要性に気付くことができ、商標登録もでき、安心して商品の販売が行えるようになった。その結果、商標登録した商品は様々な賞を受賞し、メディアでも広く取り上げられるなど、販路拡大につながっている。

### ポイント!

- ✓ 各県に窓口を設置しています。(ナビダイヤルで各県の窓口につながります)
- ✓ 弁理士や弁護士が定期的に窓口にはりつけし、無料で相談をお受けします。
- ✓ 訪問による支援も可能です。

## 外国への特許・商標等の出願をしたい

【お問合せ先】  
知的財産室(082-224-5680)

海外市場の販路開拓や模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得することが重要です。中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業等に対して、外国出願にかかる費用の半額を補助します。

### 制度概要

#### ◆事業名:外国出願補助金(中小企業等外国出願支援事業)

- 支援種類: 補助金
- 対象者: 中小企業等
- 補助率: 1/2(外国出願にかかる費用(外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費等)の半額)
- 補助限度額: 1企業に対する上限額: 300万円(複数案件の場合)
- 特許出願: 150万円
- 実用新案・意匠・商標出願: 60万円
- 冒認商標対策商標出願: 30万円

#### 問合せ先:

- 【全国実施機関】ジェトロ TEL: 03-3582-5642
- 【地域実施機関】各都道府県等中小企業支援センター(URL参照)



### 支援の流れ



### ポイント!

- ✓ 申請案件については、「当該権利を活用した事業展開計画」や「外国における冒認出願対策の意思」を有していることが前提となります。
- ✓ 地域団体商標の外国出願については商工会議所、商工会、NPO 法人等も応募できます。



## 特許取得にかかる費用を安くしたい

【お問合せ先】  
知的財産室(082-224-5680)

中小・ベンチャー企業や小規模企業等が国内外出願を行う場合の手続き費用を軽減します。

### 対象者

#### 1. 小規模企業

要件: 従業員20人以下(商業又はサービス業は5人以下)

#### 2. 設立後10年未満で資本金3億円以下の法人

要件1: 設立後10年未満  
要件2: 資本金3億円以下



次の料金が「3分の1に軽減」されます。

#### 国内出願に係る手数料

①審査請求料、②特許料(1～10年目)

#### PCT国際出願に係る手数料

・軽減措置

①調査手数料、②送付手数料、③予備審査手数料  
・交付金(納付金額の3分の2を交付)  
④国際出願手数料、⑤取扱手数料

### 対象者

#### 3. 法人税が課されていない資本金3億円以下の法人

要件1: 法人税が課されていない  
要件2: 資本金3億円以下

#### 4. 研究開発を中心に行っている中小企業

要件1: 中小企業であること  
要件2: ①試験研究費等比率が収入金額の3%超  
②中小企業新事業活動促進法等に基づく  
認定事業に関連した出願

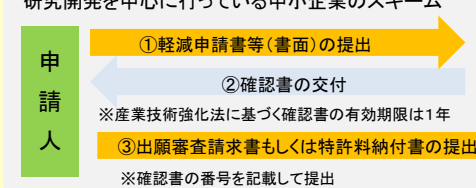


次の料金が「2分の1に軽減」されます。

#### 国内出願に係る手数料

①審査請求料、②特許料(1～10年目)

研究開発を中心に行っている中小企業のスキーム



### ポイント

- ✓ 要件を満たせば、費用が3分の1～2分の1軽減。
- ✓ 平均的な内容の国内出願で、約41万円が約14万円に軽減されます。



## 今までできなかった販路開拓に取り組みたい

【お問合せ先】  
中小企業課(082-224-5661)

地商工会・商工会議所と小規模事業者が一体となって取り組む販路開拓、または、販路開拓とあわせて行う生産性向上(業務効率化)に係る費用を支援します。小規模事業者の方にビジネスプランに基づく経営を進めていただくため、地域の商工会・商工会議所が皆様の経営計画作成から事業実施までサポートします。

### 制度概要

#### ◆事業名: 小規模事業者持続化補助金(平成28年度第2次補正予算)

- ・支援種類: 補助金
- ・対象者: 小規模事業者(中小企業のうち、製造業その他業種で従業員20人以下、卸売業、サービス業及び小売業で従業員5人以下の事業者)
- ・補助対象事業: チラシ、カタログ等の作成・配布、ホームページの作成・改良、展示会・商談会への出展等
- ・補助率: 2/3
- ・補助上限額: 50万円、100～500万円(複数の事業者が連携した共同事業)等
- ・募集時期: 【追加公募】平成29年4月14日(金)～5月31日(水)  
(※募集終了)
- ・最近の採択件数(28年度補正):  
①一次公募: 28,614件(うち中国地域採択件数: 1,287件)  
②追加公募: 6,497件(うち中国地域採択件数: 555件)

### 活用事例

- ・事業者名: 株式会社藤原茶問屋(島根県雲南市、従業員5名)
- ・事業内容: 新商品(8orochi茶: 柚子、唐辛子、山椒等8種の地域農産品を原料とした8種のフレーバーティー)開発のための機械装置(専用乾燥機)を購入、新商品パッケージの開発及び同商品チラシの作成配布を行った。
- ・事業効果: 8種類の地元農産品を使った新しい形のフレーバーティーセットの完成により、新たな販路開拓、健康茶としての新たな需要増が期待できる。また、新商品の需要拡大に伴い、地元農産品の生産拡大につながる。



※このほかの事例も、以下のリンクでご覧いただけます。  
[http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/seisaku/kikaku/guide/2016/jizoku\\_jirei.pdf](http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/seisaku/kikaku/guide/2016/jizoku_jirei.pdf)

### ポイント!

- ✓ 店舗の改装・改修等から新商品、試作品の開発等まで、幅広い取組にご活用いただけます。
- ✓ 従業者の処遇改善(賃上げ)を実施する事業者について補助上限額を増額するとともに、ITを活用した取組を実施する事業者を重点的に支援します。(注)平成29年4月14日からの追加公募では増額は実施していません。
- ✓ 商工会・商工会議所のサポートを受けて「経営計画(ビジネスプラン)」を作成し、実施に取り組む方が申請できます。そのため、まずはお近くの商工会・商工会議所にご相談ください。



## 地域資源等を活用した新商品の販路を開拓したい

【お問合せ先】  
経営支援課(082-224-5658)

各県が指定する地域産業資源(農作物、特産品、工業製品、観光地など)を活用した新商品開発・販路開拓や、中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品開発・販路開拓などのために必要な事業費を補助します。

これにより、地域産業資源の活用や農商工連携による「ふるさと名物」の開発等を支援します。

### 制度概要

#### ◆事業名:ふるさと名物応援事業(ふるさと名物支援補助金)

##### ①地域産業資源活用事業 ②農商工等連携支援事業

- ・支援種類: 補助金
- ・対象者: 中小企業・小規模事業者等  
(②は農林漁業者と連携して実施することが必要)
- ・対象経費: 新商品の試作・開発費、旅費、委託費、展示会出展費 等
- ・補助率: 2/3以内又は1/2以内
- ・補助限度額: 500万円、(①は4者以上の場合)2,000万円
- ・予算額: 13.5億円の内数(29年度)
- ・募集時期: 平成29年2月7日～平成29年3月10日  
(※今年度は募集終了)
- ・手続き: 法認定、補助金交付/経済産業局  
法認定ブラッシュアップ等支援/中小企業基盤整備機構
- 採択状況(地域資源&農商工)  
29年度 (全国 採択:248件、中国地域 採択:18件)

### 活用事例

- ①高付加価値デニム生地  
古くから地域に集積する繊維生地の製造ノウハウから新たな技術を開発し、高付加価値デニム生地を製造販売に取り組む。
- ②有機野菜を使った酵素分解による野菜ペーストや加工商品の製造販売  
有機JAS認定農業者が生産した有機野菜を原料に酵素分解による野菜ペーストを開発販売し、山口県の有機野菜の活性化を図る。



①高付加価値デニム生地



②野菜ペースト

※このほかの事例も、以下の中小企業ビジネス支援サイトでご覧いただけます。

- ・地域資源活用型(認定計画事例)  
<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shigen/MTninteiKeikaku/>
- ・農商工連携型(認定計画事例)  
<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/noshoko/nintei/index.html>

### ポイント!

- ✓ 地域産業資源は各県毎に数多く指定されており、幅広い取組が可能です。
- ✓ ただし、補助事業を受ける前提として、法律に基づく事業計画の認定を受ける必要があります。

## 伝統工芸品の販路を開拓したい

【お問合せ先】  
ものづくり産業担当(082-577-7761)

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(以下「伝産法」)に基づき実施される販路開拓や新商品開発の取組に必要な経費の一部を支援します。(中国地域では、以下の16品目が対象となります。)

### 制度概要

#### ◆事業名:伝統的工芸品産業支援補助金

- 支援種類: 補助金
- 対象者: 伝産法の規定に基づき各種計画の認定を受けた組合、団体及び事業者等
- 対象経費: 展示会出展費、専門家外注費(デザイン等)等
- 補助率: 2/3以内(一部後継者育成事業は1/2以内)
- 補助限度額(概ねの事業規模): 50万円～2,000万円
- 募集時期: 平成29年1月10日(火)～平成29年2月17日(金)  
(※今年度は募集終了)
- 予算額: 3.6億円
- 申請手続き: 補助金交付/中国経済産業局
- 関連URL:  
[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/nichiyodensan/#densan-yosan](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyodensan/#densan-yosan)
- 採択状況(29年度実績 採択件数/申請件数:91件/93件)

### 活用事例

- 事業者名: 萩陶芸家協会(山口県萩市)
- 事業内容: 大消費地である首都圏の中で、萩にゆかりのある「ホテル椿山荘東京」において、伝統的な茶陶に限らず、芸術性のあるオブジェなど、大小様々な作品を集めた展示会を開催。展示会の中では、作家による実演や作品についての解説や、アンケート調査を行い来場者の生の声を集めた。
- 事業効果: 約2,000人の来場があり、ホテル利用者など、これまで萩焼に触れる機会がなかった層へも幅広く萩焼の魅力を伝えることができた。回収された約300通のアンケート等により、今後更なる販路開拓に向けた方向性も明確になった。商談3件。



※指定伝統的工芸品(因州和紙、弓浜餅、出雲石灯笼、石州和紙、石見焼、雲州算盤、勝山竹細工、備前焼、福山琴、川尻筆、熊野筆、広島仏壇、宮島細工、赤間硯、大内塗、萩焼)

### ポイント!

- ✓ 伝統的工芸品の既存の用途に囚われることなく、生活様式の変化や消費者嗜好をうまく捉えてアレンジした新商品開発と新たな販路開拓が成功への秘訣です。
- ✓ 補助を受ける前提として、伝産法の規定に基づく、各種計画の認定を受ける必要があります。補助金を申請する1ヶ月前までに計画の認定申請をしてください。

## 地域資源を活用した新商品の販路を開拓したい(海外販路開拓)

【お問合せ先】  
国際課(082-224-5659)

複数の中小企業等が連携し、優れた素材や技術等を活かして、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組みを補助することにより、地域中小企業の海外販路の拡大を図ります。

- (1) 地域産品や技術の強みを活かした海外展開戦略策定を支援【戦略策定支援事業】
- (2) 海外展開に向けた市場調査、海外向け販路開拓等の費用を補助【ブランド確立支援事業】

### 制度概要

#### ◆事業名：ふるさと名物応援事業補助金(JAPANブランド育成支援事業)

- ・支援種類：補助金
- ・対象者：中小企業・小規模事業者、商工会・商工会議所、組合、NPO法人、民間団体等
- ・対象経費：原材料費、旅費、製作等の委託費、展示会出展費等
- ・募集時期：平成29年2月13日(月)～平成29年3月13日(月)  
(※今年度は募集終了)
- ・申請手続き：中国経済産業局
- ・URL：[http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan\\_brand/](http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan_brand/)

年度		27年度補正	28年度	29年度
戦略策定支援事業	中国地域	4件	0件	1件
	全国	24件	15件	21件
ブランド確立支援事業	中国地域	6件	2件	3件
	全国	71件	24件	51件

### 支援内容

地域の産品や技術の魅力さをさらに高め、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組に要する経費の一部を補助します。

#### 【戦略策定支援事業】

補助率：定額  
補助金額：100万円～200万円  
地域の強みなどを分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を固めるため、専門家の招聘、市場調査、セミナー開催等を行う取組に対して支援します。



QUALITY OKAYAMA PROJECT

#### 【ブランド確立支援事業】

補助率：2/3  
補助金額：100万円～2,000万円  
中長期的な視野に立ったブランド確立への取組を支援するため、専門家の招聘、新商品開発、展示会出展等を行うプロジェクトに対し、最大3か年に亘って支援します。



Wamoi(和文字) World Wide プロジェクト

### ポイント！

- ✓ 複数の中小企業、商工団体等が連携して、地域発商品を海外でブランド化するための制度。
- ✓ 【戦略策定支援事業】(0年目)から【ブランド確立支援事業】(1～3年目)まで、最長4年間の支援を行います。  
(※単年度ごとに応募して頂く必要がございます)
- ✓ 参加する中小企業等のそれぞれの強みを活かすことが成功へ導きます。

## 観光・スポーツ分野等の魅力をPRするプロモーション映像を制作したい

【お問合せ先】  
流通・サービス産業課(082-224-5655)

コンテンツ産業が製造業・観光業といった他の産業と連携し、先進的なコンテンツ制作・表現技術(VR,AR,AI編集、ドローン空撮等)を活用した映像コンテンツづくりのための取組を支援します。

### 制度概要

#### ◆事業名：先進コンテンツ技術による地域活性化促進事業

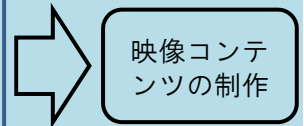
- 支援種類：補助金
- 対象者：民間事業者等
- 対象経費：映像コンテンツ作成費用
- 補助率：1/2(原則)  
2/3(地域経済活性化に特に資する事業の場合)
- 補助対象事業：映像コンテンツの制作
- 募集時期：  
平成29年5月9日(火)～平成29年5月25日(木)  
(※今年度は、募集終了)
- 予算額：1.0億円
- 問合せ先：当局流通・サービス産業課

### 事業イメージ

【地域の製造業・観光業等】  
役割：スポンサーシップ、プロモーション協力等

× 連携

【地域のコンテンツ制作企業】  
役割：プロジェクトマネジメント、映像制作等



### ポイント！

- ✓ 地域のコンテンツ制作企業と非コンテンツ企業(製造業、観光業等)が連携して、例えばインバウンド向けに地元の観光プロモーション映像を制作する事業などに対して支援します。
- ✓ 特に、VR,AR,AI編集、ドローン空撮等を活用して制作するプロモーション映像等に対して支援します。

## 既存のコンテンツを活用して海外向けにローカライズ・プロモーションしたい

【お問合せ先】  
流通・サービス産業課(082-224-5655)

映像、音楽、ゲーム、出版、キャラクター等の既存コンテンツをローカライズ(字幕・吹き替え等の現地化)及びプロモーションする場合や、既存コンテンツを活用して自社製品の海外展開やインバウンド観光等に取り組む場合に支援します。本事業は平成28年度第2次補正予算の1つです。

### 制度概要

#### ◆事業名:コンテンツグローバル需要創出基盤整備事業(平成28年度第2次補正予算)

支援種類:補助金

対象者:民間事業者、地方自治体等

対象経費:海外渡航費、展示会等の出展・施工・運営費、広報費、ローカライズに係る費用など

補助率:1/2(原則)

2/3(地域経済活性化に特に資する事業の場合)

補助対象事業:既存コンテンツのローカライズ・プロモーション

募集時期:平成28年12月19日(月)～平成30年1月31日(水)

(※予算額到達のため、募集終了)

予算額:60.0億円

### 活用事例

事業者名:日本海テレビジョン放送株式会社

活用コンテンツ:キャラクター、映像

事業概要:タイで山陰地方のPR番組と連動した観光・物産イベントを実施し、インバウンド観光を促進。

事業詳細:タイの人気番組と共同制作した山陰の観光PR映像と連動した鳥取・島根の観光・物産イベントを、タイの人気デパートで実施。併せて名探偵コナンやゲゲゲの鬼太郎の着ぐるみパフォーマンスも実施。



既存コンテンツを活用してインバウンド観光に取り組んだ事例

※このほかの事例も以下のサイトでご覧いただけます。

(平成27年度補正予算の補助金事務局VIPOのHP)<https://ilop.ip/case>

### ポイント!

- ✓ 既存のコンテンツを海外展開もしくは活用するための支援なので、新規にコンテンツを制作する費用は対象外です。
- ✓ ローカライズは補助対象ですが、ローカライズしたコンテンツをどう活用していくかが重要です。

## 人材を確保したい(中小企業等の人材コーディネート)

【お問合せ先】  
産業人材政策課(082-224-5683)

中国地域における中小企業等を対象に、人手不足解消のためだけでなく、自らの経営課題を踏まえて必要な人材像を明確化し、事業活動に関する魅力発信に取り組む事業者の人材確保を支援します。

### 支援概要

- 『地域中小企業等の意識啓発事業』
  - ・若者、女性、シニア等の多様な人材が能力を発揮する経営や多様な人材が活躍できる土壌づくりを行います。
- 『地域中小企業等の魅力発信事業』
  - ・地域中小企業者等の多様な事業内容や魅力等を発信します。
- 『地域中小企業等の人材確保支援事業』
  - ・地域中小企業者等の経営強化に必要な人材について、企業ヒアリング等により調査すると共に、必要とされるスキル向上に向けたセミナー等を実施します。
  - ・各人材と地域中小企業等とのマッチング支援を行います。

### 事業イメージ



＜地域中小企業等の意識啓発事業＞

- 採用力向上セミナー、女性が活躍する職場づくりセミナー、中小企業の多様な働き方に関する意識啓発セミナー等を実施します。

＜地域中小企業等の魅力発信事業＞

- 中小企業の若手社員・学生による魅力発信プロジェクト、長期実践型インターンシップ、企業見学バスツアー、いい会社づくりコンサルティング等を実施します。

＜地域中小企業等の人材確保支援事業＞

- 女性求職者向けスキルアップセミナー及び合同説明会、個別マッチング会、シニア専門人材とのマッチングセミナー等を実施します。

### ポイント!

- ✓ 中国地域各県でそれぞれの地域特性を活かした事業を実施します。
- ✓ 企業及び人材の事業におけるイベント参加費用は原則無料です。



## 生産性を向上させたい(カイゼン指導者育成、現場派遣)

【お問合せ先】  
産業人材政策課(082-224-5683)

製造現場の経験が豊富な人材が指導者として地域等で展開していくスキルを身につけるための研修を実施し、育成した人材を製造業等の中小企業等へ派遣することで生産性向上を図ります。

### 支援概要

#### ◆広島県の東部地区、西部地区で事業を行います。

- 『指導者育成(スクール)事業』
  - ・企業現役、企業OBを対象に生産性向上に資する指導のための座学の講座や現場実習を行います。
- ＜スケジュール予定＞
  - 広島会場：前期 平成29年5月17日～8月2日のうち18日間  
後期 平成29年10月20日
  - 福山会場：前期 平成29年9月13日～11月29日のうち18日間  
後期 平成30年2月16日
- 受講料(税込)：現役社員(1名) 15万円/企業OB(1名) 5万円  
※現役については受講料の補助を受けられる可能性有り
- 『現場派遣事業』
  - ・上記で育成した人材を製造業等の中小企業の現場に派遣してもらい、現場改善指導を受けることができます。
  - ・指導料(予定)：2万円/回・人(うち5千円を指導受入企業が負担)
- 『IoT・ロボット導入支援指導者育成事業』
  - ・ITを活用した業務の効率化やIoTへの理解を深めていただく目的で「IoT実践セミナー」を開催します。

### 事業イメージ

- 『指導者育成(スクール)事業』
  - 中小企業の現場改善の現場経験豊かな講師陣による講義を始め、ものづくりの基礎概念から手法理論・演習、現場実習も含めた実践的な講義を集中して受講いただけます。
  - 受講修了生は、「現場KAIZENインストラクター」として認定され、現役社員の方は自社の現場改善活動善活動支援を、企業OBの方は現場改善ニーズを持つ中小企業とのマッチングや派遣の斡旋が行われます。
- 『現場派遣事業』
  - 現場改善に取り組みたい中小企業に対し、現場改善インストラクターが出向いて、収益につながる現場改善活動のサポート支援を行います。
- 『IoT・ロボット導入支援指導者育成事業』
  - 2日間の日程で「IoT実践セミナー」を開催し、終了後にフォローアップを行うと共に、受講企業の1社を目標に実証実験を行います。



- ◆ 事業詳細については、実施団体である(公財)ひろしま産業振興機構ひろしまものづくり人材育成センターにお問い合わせください。

<https://www.hiwave.or.jp/organization/jinzai/>

### ポイント!

- ✓ 研修や現場指導を受けることで、自社の生産工程等のカイゼンを具体的に図ることが出来ます。

## 大学等でサービス産業の教育プログラムを開発したい

【お問合せ先】  
流通・サービス産業課(082-224-5655)

新たなイノベーションを創出するサービス経営人材の育成のため、大学等が産業界と連携し、サービス産業に関する最新の経営ノウハウや産業界のニーズを踏まえた実践的かつ専門性の高い教育プログラムの開発・実証を支援します。

### 制度概要

#### ◆事業名：産学連携サービス経営人材育成事業

- 支援種類：補助金
- 対象者：大学等、又は大学等と民間事業者
- 対象経費：人件費、旅費、会議費、謝金、備品費等
- 補助率：定額(大学等の場合)
- 2/3(民間事業者等の場合)
- 補助対象事業：
  - サービス経営人材育成プログラム及び教材の開発・実証
- 募集時期：平成29年1月31日～平成29年2月24日  
(※今年度は募集終了)
- 採択状況：(平成29年度実績)  
採択数/応募数：18件/41件(全国)
- 予算案額：2.1億円

### 活用事例

- 事業者名：山口大学(山口県山口市)
- 事業内容：地域資産戦略と個別企業戦略を共進させて競争優位を構築する実務家向けの実践型地域資産活用サービス経営人材の育成を目標としたプログラムを開発。
- プログラム構成イメージ：
  - ・地域産業競争力強化型サービス経営人材育成プログラム
  - ・企業連携型6次産業推進経営人材育成プログラム
  - ・環境型地域観光サービス経営人材育成プログラム
  - ・社会事業型地域サービス経営人材育成プログラム



### ポイント!

- ✓ 「サービス産業チャレンジプログラム」に記載された重要分野(卸・小売、運輸、IT等)を対象に、
  - ①大規模なカリキュラム組成・変革を行うもの、
  - ②産業界との更なる連携を行うもの、
 を優先枠として重点支援します。

# 社内の人材を育成したい

【お問合せ先】  
中小企業課(082-224-5661)

中小企業大学校広島校は、中国5県及び愛媛県、高知県の中小企業並びに中小企業支援機関の方々の研修を行っております。経営課題の解決や経営者、管理者等の各階層に応じた必要スキルの習得等、企業の人材づくりをサポートしています。

## 研修の概要と特色

- ▶ 仕事に活かせる実践的な研修カリキュラム  
座学による講義に加え、ケース・スタディ演習、グループディスカッションなどを織り交ぜたカリキュラム。職場での実践力を高めます。
- ▶ 異業種交流で仕事の視野を広げる！  
様々な業種、役職の方が受講する集合型研修。研修を通じて、多くの方の考えや意見を聞くことにより、仕事の視野を広げることができます。
- ▶ 参加しやすい受講料！  
国の中小企業支援施策の一環として実施しているため、中小企業の方が参加しやすい受講料となっています。
- ▶ 経営課題解決の相談が可能！  
経営課題解決に役立つ中小機構の支援施策のご紹介等の相談窓口「中小企業施策コンシェルジュ」を設置。研修期間中に自社の経営相談が可能です。
- ▶ 宿泊施設完備！遠方の方も安心！
- ▶ 公的助成制度が利用可能



## 受講起業の声

- ▶ 企業存続のためには「自立型人材」を育成することが重要。  
広島校の研修は当社の教育体系に欠かせない存在。  
(広島県/製造業)
- ▶ 経営管理者養成コースの課題研究において新たな事業構想を立案し、卒業後に、国の補助金等も活用して新規事業を確立した。(岡山県/製造業)

## 資料のご請求・お申込みは

- ▶ 詳細を記載した案内冊子『研修ガイド2017』を差し上げます。  
次の広島校ウェブサイト又はお問合わせ先にご請求ください。
- ▶ 広島校ウェブサイト:『広島校』で検索 → 中小企業大学校広島校トップページ → 右上端の『資料請求・お問合わせ』をクリック
- ▶ お問合わせ先:  
中小企業大学校広島校 電話082-278-4955

## ポイント！

- ✓ 研修分野は、企業経営・経営戦略、リーダー能力向上(組織マネジメント)、人事・組織、財務、営業、生産。さらなる成長を目指す中小企業の皆様の人材育成をお手伝いしています。
- ✓ 厚生労働省の「キャリア形成促進助成金」など、受講料の助成制度がご利用いただけます。

# 省エネ設備に更新したい

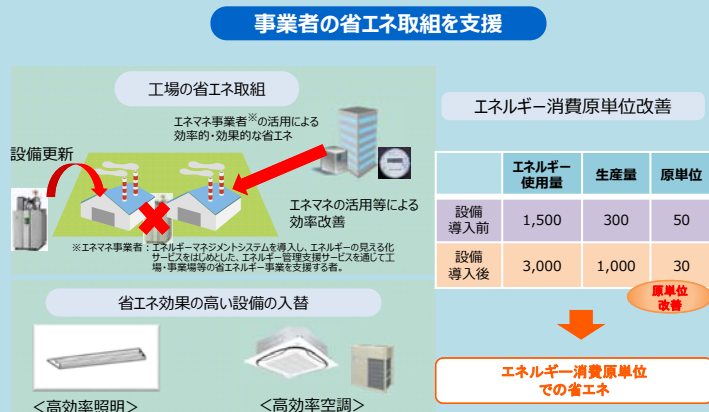
【お問合せ先】  
エネルギー対策課(082-224-5741)

工場・事業場における、省エネ効果の高い設備の入替を支援します。  
29年度は新たに「エネルギー原単位改善」に資する取組や、省エネ効果が高い設備単体の更新を支援するとともに、複数事業者間でのエネルギー使用量の削減の取組を重点的に支援します。

## 制度概要

- ◆事業名：省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業(省エネ補助金))
- ・支援種類：補助金
- ・対象者：事業活動を営んでいる法人及び個人事業主
- ・対象経費：設計費、設備費、工事費(Ⅰ. 工場・事業場単位) 設備費(Ⅱ. 設備単位)
- ・補助率：Ⅰ. 工場・事業場単位(省エネルギー対策、ピーク電力対策) ……1/3以内(エネマネ事業と同時申請の場合1/2以内)  
Ⅰ. 工場・事業場単位(エネマネ事業)……1/2以内  
Ⅱ. 設備単位……1/3以内
- ・補助限度額：15億円(設備単位については3,000万円)
- ・募集時期：平成29年5月25日～6月26日(※募集終了)
- ・予算額：約234億円
- ・申請手続：(一社)環境共創イニシアチブ
- ・関連URL：<https://sii.or.jp/information/division.html>
- ・採択状況(29年度実績) ①工場・事業場単位 採択件数/申請件数:411件/1,034件 ②設備単位 採択件数/申請件数:2,497件/4,334件

## 事業イメージ



## ポイント！

- ✓ 省エネルギー効果及び電力ピーク対策効果、費用対効果(補助対象経費1千万円当たりの耐用年数を考慮したエネルギー削減量又は電気需要平準化時間帯の電力使用削減量)などにより評価されます。
- ✓ 補助事業者は事業終了後1年間のデータを取得し、補助事業の内容及び成果を報告する必要があります。

# ビルの省エネルギーを図りたい

【お問合せ先】  
エネルギー対策課(082-224-5741)

ZEB※の実現・普及のためのガイドライン作成等を目的に、ZEBの構成要素となる高性能建材・設備機器等を用いた実証を支援します。

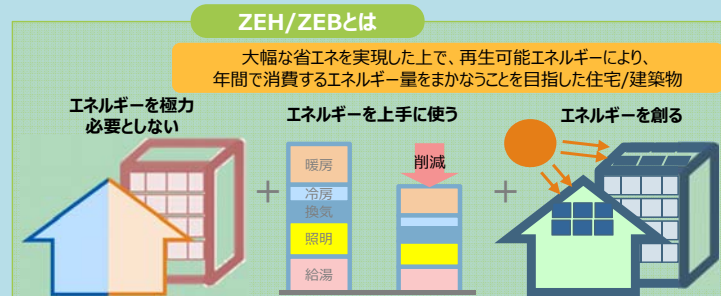
※ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル):先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした建築物

## 制度概要

### ◆事業名:省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)実証事業)

- ・支援種類:補助金
- ・対象者:建築主等(所有者)、ESCO(シェアドセービングス)事業者、リース事業者等
- ・補助対象事業:ZEBの構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等を導入する既存、新築、増築及び改築の建築物
- ・対象建築物:事務所等、ホテル等、病院等、百貨店等、学校等、集会所等(図書館等、体育館等)。ただし、地方公共団体の建築物(地方独立行政法人、公営企業を含む)、業務用建築物(延床面積2,000㎡未満)は対象外。
- ・補助対象経費:設計費、設備費、工事費
- ・補助率:補助対象経費の2/3以内
- ・補助金額の上限:5億円/年
- ・募集時期:平成29年4月10日(月)~5月26日(金)(一次公募※募集終了)  
平成29年6月12日(月)~7月14日(金)(二次公募※募集終了)
- ・予算額:約5億円(二次公募分)
- ・申請手続:(一社)環境共創イニシアチブ
- ・関連URL:<https://sii.or.jp/information/division.html>

## 事業イメージ



## ポイント!

- ✓ 工場、住宅、飲食店は対象になりません。
- ✓ 事務所等、ホテル等(ホテル、旅館)、病院等(病院、老人ホーム、福祉ホーム)、百貨店等(百貨店、マーケット)の申請には、(一社)環境共創イニシアチブに登録された「ZEBプランナー」の関与が必須です。

# 住宅の省エネルギーを図りたい

【お問合せ先】  
エネルギー対策課(082-224-5741)

ZEH※の価格低減・普及加速化のため、ZEHの普及目標を掲げたZEHビルダー(ハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、建売住宅販売者等)が設計・建築・改築するZEHの導入を支援します。

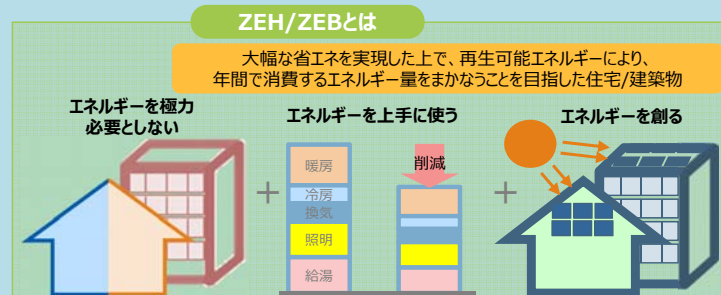
※ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス):外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした住宅(定性的な定義)

## 制度概要

### ◆事業名:省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業)

- ・支援種類:補助金
- ・補助対象者:新築住宅の建築主、新築建売住宅の購入予定者、既存戸建住宅の所有者
- ・補助対象:断熱、省エネルギー設備、蓄電システムなど住宅の設備等
- ・補助金額及び上限額:
  - ①補助対象住宅 一戸あたり 定額75万円  
(地域区分・建物規模によらず全国一律)
  - ②蓄電システム(ZEHに蓄電システムを導入する場合、補助金額を加算)  
補助額 初期実効容量 1kWh当たり4万円  
補助額上限 補助対象経費の1/3または40万円のいずれか低い金額
- ・募集時期:平成29年9月1日(金)~9月11日(月)(七次公募)  
平成29年9月13日(水)~9月20日(水)(八次公募(予定))  
平成29年9月22日(金)~9月29日(金)(九次公募(予定))  
平成29年10月2日(月)~10月10日(火)(十次公募(予定))
- ・予算額:約28億円(七次公募分)
- ・申請手続:(一社)環境共創イニシアチブ
- ・関連URL:<https://sii.or.jp/information/division.html>

## 事業イメージ



## ポイント!

- ✓ 支援の対象は、(一社)環境共創イニシアチブに登録された「ZEHビルダー」が設計、建築または販売を行う住宅です。
- ✓ エネルギー計測装置を設置し、一定の要件を満たす場合は、審査において加点評価を行います。



# 住宅を断熱改修したい

【お問合せ先】  
エネルギー対策課(082-224-5741)

災害高性能建材の価格低減・普及加速化のため、既築住宅の省エネルギー化に資する高性能建材を用いた住宅の断熱改修を支援します。

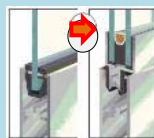
## 制度概要

- ◆事業名:省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業(断熱リノベ))
- ・支援種類:補助金
- ・対象者:戸建住宅、集合住宅の所有者等
- ・補助対象事業:(一社)環境共創イニシアチブが定める補助対象製品(要件を満たし、登録された「ガラス」、「窓」及び「断熱材」)を用いて行う、既存住宅の断熱改修。  
新築、社宅、寮及び業務用建築物(オフィス、ホテル等)は対象外。
- ・補助対象費用:材料費、工事費
- ・補助率:補助対象費用の1/3以内
- ・補助金額の上限:①戸建住宅:1住戸あたり120万円  
②集合住宅:1住戸毎に15万円
- ・募集時期:平成29年5月8日(月)~6月2日(金)(一次公募※募集終了)  
平成29年7月14日(金)~8月25日(金)(二次公募※募集終了)  
平成29年9月1日(金)~9月29日(金)(三次公募)
- ・申請手続:(一社)環境共創イニシアチブ
- ・関連URL:<https://sii.or.jp/information/division.html>

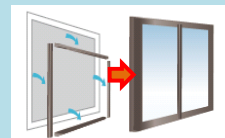
## 事業イメージ

### 住宅の断熱改修による省エネ化の支援

下記改修により、住宅の省エネ化を実現



ガラスの交換



外窓交換・内窓設置



天井・壁・床等の断熱

## ポイント!

- ✓ 平成27年度補正予算「住宅省エネリノベーション促進事業」で補助対象製品になっていた「給湯設備」及び「蓄電システム」は、補助対象外です。ご注意ください。

# 省エネ設備導入にあたって低利融資を受けたい

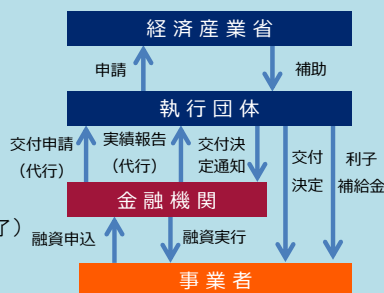
【お問合せ先】  
エネルギー対策課(082-224-5741)

産業・業務・運輸部門における省エネ設備の導入を促進するため、指定された民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、利子補給を行います。

## 制度概要

### ◆事業名:省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金

- ・支援種類:利子補給(利子補給率:1%以内)
- ・対象者:事業活動を営んでいる法人及び個人事業主
- ・対象事業:以下のいずれかの要件を満たすこと。  
(ア)エネルギー使用効率の高い省エネ設備の新設又は増設  
(イ)新たに省エネ設備等を導入し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位1%以上改善
- ・指定金融機関:公募により資源エネルギー庁が決定
- ・募集時期:[新規融資]  
平成29年6月12日(月)~7月31日(金)(一次公募※募集終了)  
平成29年8月10日(木)~9月29日(金)(二次公募)  
平成29年10月中旬~11月下旬(三次公募(予定))
- ・予算額:3.9億円程度
- ・申請手続:指定金融機関を通じて執行団体に申請
- ・執行団体:(一社)環境共創イニシアチブ
- ・関連URL:<https://sii.or.jp/information/division.html>

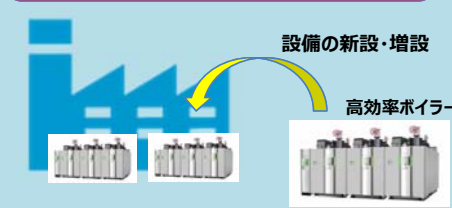


## 事業イメージ

### 新設事業所における省エネ設備の導入



### 既存事業所における省エネ設備の新設・増設



## ポイント!

- ✓ 工場・事業場等において省エネルギー設備の新設または増設する事業が対象です。
- ✓ 交付申請は、指定金融機関が代行します。手続き等に関しては指定金融機関へ直接お問い合わせください。
- ✓ 異なる設備であれば省エネ補助金との併用可能ですが、同じ設備の場合、省エネ補助金と利子補給の両方への申請はできません。

## 災害に備えたい、省エネ設備に更新したい

【お問合せ先】  
資源・燃料課(082-224-5722)

災害時における燃料の安定供給に貢献する中小ガソリンスタンド(SS)による燃料供給体制を確保するため支援を行います。

### 事業概要

- ◆事業名:石油製品安定供給確保支援事業  
(平成28年度第2次補正予算、平成29年度予算)  
自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備
- ・支援種類:補助金
- ・対象者:揮発油販売業者等
- ・補助対象:自家発電機の導入
- ・補助率:10/10
- ・募集時期: ①平成28年度補正=H29.3.27~H29.12.28  
(※応募は事前申請のあった方のみ)  
②平成29年度予算=H29.4.17~H29.12.28
- 予算額:①19.8億円 ②9.9億円
- 申請手続き:一般社団法人全国石油協会
- 関連URL:<http://www.sekiyu.or.jp/index.html>

### 事業イメージ

#### 災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」の整備



・自家発電機の導入



・熊本地震時のSS  
混雑の様子

### ポイント!

- ✓ 災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」を平成31年度頃までに8,000カ所整備するなど、石油製品の供給体制の構築を通じた災害対応力の向上を目指します。

## 再生可能エネルギー(熱)を導入したい

【お問合せ先】  
新エネルギー対策室(082-224-5818)

木質バイオマスや地中熱等を利用した熱利用設備の導入に対して補助を行います。

### 制度概要

- ◆事業名:地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進  
事業費補助金(再生可能エネルギー熱事業者支援事業)
- 支援種類:補助金
- 対象者:再生可能エネルギー熱利用設備を導入する民間企業及び青色申告を行っている個人事業主
- 補助対象経費:再生可能エネルギー熱利用設備の導入に必要な経費
- 補助率:1/3以内(SIIが認める、民間事業者が地方公共団体から指定・認定を受け、かつ先導的な事業の場合、補助対象経費の合計額の2/3以内を補助する場合あり)
- 補助上限額:1億円/年度
- 予算額:5.5億円(新規事業:二次公募分)
- 申請手続:(一社)環境共創イニシアチブ(29年度)
- 公募期間:平成29年7月28日(金)~9月1日(金)(三次公募)
- 関連URL:[http://sii.or.jp/re\\_energy29/shinsei/note\\_third.html](http://sii.or.jp/re_energy29/shinsei/note_third.html)

### 活用事例

- 採択事例
- ✓ 介護施設に12㎡の太陽集熱器を設置し、給湯に利用する。
- ✓ 鶏糞を燃料とするバイオマスボイラを設置し、鶏舎の暖房に利用する。
- ✓ 地中熱を熱源とするヒートポンプを設置し、施設の空調と給湯に利用する。
- ✓ 木質チップを燃料とするバイオマスボイラを設置し、温泉の加熱に利用する。



地中熱利用

### ポイント!

- ✓ 「固定価格買取制度」において設備認定を受けないものが対象です。
- ✓ 平成28年度事業では、熱を利用する区域・用途に占める再生熱の割合(再エネ率)が10%以上または再生熱の年間総発熱量が200GJ以上が対象でした。

## クリーンエネルギー自動車を購入したい

【お問合せ先】  
新エネルギー対策室(082-224-5818)

電気自動車等のクリーンエネルギー自動車の購入にあたって、購入費を補助します。

### 制度概要

#### ◆事業名:クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金

- ▶ 支援種類: 補助金
- ▶ 対象者: 民間団体等(地方公共団体、その他の法人(独立行政法人を除く)、個人)
- ▶ 補助率: 補助対象車両毎に補助率と交付上限額を設定
- ▶ 予算額: 123億円
- ▶ 申請手続: (一社)次世代自動車振興センター(29年度)
- ▶ 対象車両の初年度登録期間  
平成29年4月28日(金)～平成30年3月2日(金)
- ▶ 申請書受付期間: 平成29年5月29日(月)～平成30年3月5日(月)(必着)
- ▶ 関連URL: <http://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html>

### 活用事例

- ▶ クリーンエネルギー自動車とは、「燃料電池自動車」、「電気自動車」、「プラグインハイブリッド自動車」、「クリーンディーゼル自動車」(輸入車を含む)を指します。
- ▶ 「日本再興戦略改訂2014」における、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とする目標の実現に向け、次世代自動車の普及を促進します。

#### 補助対象車両

燃料電池自動車



電気自動車



プラグインハイブリッド自動車



クリーンディーゼル自動車



(軽用車)

### ポイント!

- ✓ 予算がなくなり次第締切りとなります。
- ✓ 事業用自動車、塵芥車・大型特殊車両等は対象外です。

## 設備投資の税制支援を受けたい(中小企業経営強化税制)

【お問合せ先】  
中小企業課(082-205-5316)

中小企業者等が、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく「生産性向上設備」(A類型)や「収益力強化設備」(B類型)の投資をする際に、即時償却は法人税減税の税制支援が受けられます。設備投資をお考えの際は、まずご相談ください。

### 制度概要

【適用期間:平成30年度末まで】

類型	生産性向上設備 (A類型)	収益力強化設備 (B類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械・装置(160万円以上、10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上、5年以内) ◆器具・備品(30万円以上、6年以内) ◆建物附属設備(60万円以上、14年以内) ◆ソフトウェア(70万円以上、5年以内) (情報を収集・分析・指示する機能)	◆機械・装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
その他要件	生産等設備を構成するものであること※/国内への投資であること/中古資産・貸付資産ではないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)	

※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備等は対象外。

### ポイント!

- ✓ この税制と固定資産税の特例措置(3年間、2分の1に軽減)の適用を受けるためには、中小企業等経営強化法(経営力向上計画)の認定が必要です。また、原則設備取得前に、工業会証明書、経済産業局の確認を受けて、経営力向上計画を申請し、認定を受けることが必要です。



## 設備投資の税制支援を受けたい(中小企業投資促進税制)

【お問合せ先】

中小企業課(082-224-5661)

中小企業者等が機械装置等の対象設備を導入した場合に、特別償却又は税額控除を受けることができます。

### 制度概要

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等)</li> <li>・従業員数1000人以下の個人事業主</li> </ul>	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く) ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	・機械及び装置【1台160万以上】	
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】</li> <li>※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く</li> </ul>	
	・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)	
	・内航船舶(取得価格の75%が対象)	
措置内容	個人事業主	
	資本金3,000万以下の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万超の中小企業	30%特別償却

### ポイント!

✓平成31年3月31日までに取得し、指定事業の用に供した場合に適用となります。

## IT導入でサービス産業等の生産性を向上したい

【お問合せ先】

流通・サービス産業課(082-224-5655)

中小企業等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITの導入支援を行います。

本事業は地域未来投資促進事業(平成28年度第2次補正予算)の1つです。

### 制度概要

#### ◆事業名:サービス等生産性向上IT導入支援事業 (平成28年度第2次補正予算)

支援種類:補助金

対象者:中小サービス等事業者

補助率:2/3以内

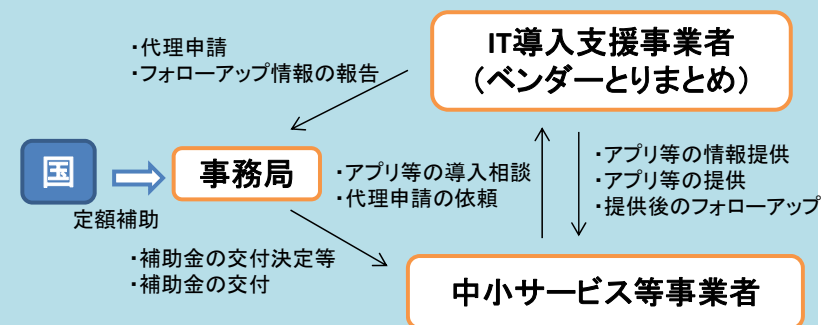
募集時期:(※募集終了)

平成29年1月27日(金)~平成29年2月28日(火)(一次募集)

平成29年3月31日(金)~平成29年6月30日(金)(二次募集)

- 想定するIT:
- ① 簡易税務・会計処理
  - ② POSマーケティング
  - ③ 簡易決済
  - ④ 在庫・仕入れ管理
  - ⑤ 顧客情報管理・分析 等

### 事業イメージ



### ポイント!

✓ 抜本的な中小企業バックオフィスの業務効率化を行うとともに、効率化により生じた余力等を付加価値の増大に向けた取組に転換し、生産性の向上を図ります。

✓ ITツールの効果を最大限引き出すためのサポートや、事業終了後もフォローを行う体制を整備します。

# まちなかに商機能集約施設を整備したい

【お問合せ先】  
流通・サービス産業課(082-224-5653)

まちの魅力を高めるための調査事業、先導的・実証的な取組及び専門人材の招聘に対して重点的に支援します。

## 制度概要

### ◆事業名：地域・まちなか商業活性化事業 (中心市街地再興戦略事業)

- 支援種類：補助金
- 対象者：民間事業者等
- 対象経費：謝金、旅費、施設整備費、内装・施工工事費等
- 補助率：2/3以内
- 補助対象事業：調査事業、先導的・実証的事业(ハード整備)、専門人材活用支援事業
- 募集時期：  
平成29年2月6日(月)～平成29年2月28日(火)(一次募集)  
平成29年4月5日(水)～平成29年4月26日(水)(二次募集)  
平成29年6月8日(木)～平成29年6月29日(木)(三次募集)  
平成29年8月1日(火)～平成29年8月24日(木)(四次募集)  
**(※今年度は募集終了)**
- 予算額：17.8億円の内数
- 採択状況：平成29年度実績 調査事業 採択数12件(全国)  
専門人材事業 採択数26件(全国)  
ハード事業 採択数6件(全国)
- 申請手続き：認定・補助金交付／中国経済産業局、ブラッシュアップ等支援／中小企業基盤整備機構中国支部

## 活用事例

- 事業名：小規模複合商業施設整備事業(山口県周南市)
- 事業内容：銀行支店跡のビルをリノベーションし、近鉄松下百貨店閉店等により中心市街地に不足している業種、魅力的な店舗の創出等を行って、滞留型で小規模複合型の商業拠点施設として整備。(店舗構成：フラワーショップ、スープカフェ、野菜 ソムリエのデリカキッチン、ライフスタイル雑貨、本屋、トータルビューティー)。
- 事業効果：事業を通じて、若い世代の来街者が増加し、商店街等周辺への新規出店等により活性化が促進された。



## ポイント！

- ✓ 商機能集約施設の整備が可能です。
- ✓ 但し、ハード整備の補助を受ける前提として、「中心市街地活性化法」に基づく、事業計画の認定を受ける必要があります。

# 商店街に賑わいを作りたい(1)

【お問合せ先】  
流通・サービス産業課(082-224-5653)

商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う、商店街の賑わい作りにつながる少子・高齢化対策や地域資源活用等にかかる公共性の高い取組を支援します。

## 制度概要

### ◆事業名：地域・まちなか商業活性化事業 (地域商業自立促進事業)

- 支援種類：補助金
- 対象者：商店街組織と民間事業者の連携体、又は商店街組織
- 対象経費：謝金、旅費、施設整備費、内装・施工工事費等
- 補助率：2/3以内
- 補助対象事業：調査分析事業、自立促進支援事業、
- 募集時期：平成29年3月31日(金)～平成29年5月9日(火)  
**(※今年度は募集終了)**
- 予算額：17.8億円の内数
- 採択状況：(平成29年度実績)  
調査分析事業 採択数23件(全国)  
自立促進支援事業 採択数28件(全国)
- 申請手続き：認定・補助金交付／中国経済産業局

## 活用事例

- 事業名：横川商店街活性化事業(広島県広島市)
- 事業内容：幅広い世代の地域住民を巻き込んだコミュニティ形成・再構築を目的に、地域交流施設として活用できる文化発信拠点(シネマ等)の整備、空き店舗を活用したギャラリー・アート活動スペースの整備等を実施。
- 事業効果：地域住民が日常的に会い、交流できる場の提供と、特徴のあるまちづくりによる賑わい創出と商店街のファンを獲得。



## ポイント！

- ✓ 商店街等での自立化の促進に関する取組みに支援が受けられます。
- ✓ 但し、①少子・高齢化②地域交流③新陳代謝④構造改善⑤外国人対応⑥地域資源活用に係る新たな取組みがある場合に対象となります。

## 商店街に賑わいを作りたい(2)

【お問合せ先】

流通・サービス産業課(082-224-5653)

商店街の活性化のため、商店街内で事業を営む複数の個店が連携して行う、販路開拓や新商品開発の取組を支援します。

### 制度概要

#### ◆事業名:地域・まちなか商業活性化事業(個店連携モデル支援事業)

- ・支援種類: 補助金
- ・対象者: 法人格を有する商店街組織のある商店街区内で事業を営んでおり、かつ当該商店街組織に加入している中小企業者又は個人事業主2者以上で構成される個店グループ
- ・対象経費: 謝金、旅費、施設整備費、内装・施工工事費等
- ・補助率: 1/2以内
- ・補助要件: 事業実施場所である商店街組織から事業費の1/6以上の額の支援(資金提供)を受けられること
- ・補助対象事業: 販路開拓、新商品開発
- ・募集時期: 平成29年4月14日(金)～平成29年5月15日(月)  
平成29年6月5日(月)～平成29年7月6日(木)(二次募集)  
平成29年8月10日(月)～平成29年9月22日(木)(三次募集)  
**平成29年11月2日(木)～平成29年11月28日(火)(四次募集)**
- ・予算額: 17.8億円の内数
- ・申請手続き: 補助金交付/中国経済産業局

### 事業イメージ

- ・地域の名物を活用した新商品の開発
- ・各店舗の商品を一体として販売するための商品パッケージの開発



### ポイント!

- ✓ 商店街内で事業を営む複数の個店が連携して行う、販路開拓や新商品開発の取組に支援が受けられます。
- ✓ 但し、法人格を有する商店街組織から1/6以上の支援が受けられる場合に対象となります。

## まちなかの集客力を高めたい

【お問合せ先】

流通・サービス産業課(082-224-5653)

中心市街地において外国人観光客の消費需要を取り込み、まちなかの集客力向上を図る取組に対して重点的に支援します。本事業は地域未来投資推進事業(平成28年度第2次補正予算)の1つです。

### 制度概要

#### ◆事業名:まちなか集客力向上支援事業(平成28年度第2次補正予算)

- 支援種類: 補助金
- 対象者: 民間事業者
- 対象経費: 施設整備費、内装・施工工事費等
- 補助率: 2/3以内
- 補助対象事業: 施設整備
- 募集時期: 平成28年10月27日～11月30日(一次募集)  
平成29年1月23日～2月21日(二次募集)(※募集終了)
- 予算額: 15.0億円の内数
- 採択状況: 平成28年度実績 ハード事業 採択数4件(全国)
- 申請手続き: 認定・補助金交付/中国経済産業局、ブラッシュアップ等支援/中小企業基盤整備機構中国本部

### 事業イメージ

- 外国人観光客の需要を取り込むために行う、①中心市街地における特産品販売・飲食店等の拠点の整備や宿泊施設の設置、②多言語によるWebサイト作成等の広報活動に要する費用を支援。  
※②を行う場合には、①を同時に実施する必要あり。

&lt;ふらのマルシェ(北海道富良野市)&gt;



&lt;宿泊施設の例(滋賀県大津市)&gt;



### ポイント!

- ✓ 外国人観光客の買物需要を取り込むための施設の整備が可能です。
- ✓ 但し、補助を受ける前提として、「中心市街地活性化法」に基づく、事業計画の認定を受ける必要があります。



# 商店街の集客力を高めたい

【お問合せ先】  
流通・サービス産業課(082-224-5653)

商店街組織が行う、外国人観光客の消費需要の取り込みや、国内消費喚起、事業生産性向上により商店街集客力向上に繋がる取組を支援します。本事業は地域未来投資促進事業(平成28年第2次補正予算)の1つです。

## 制度概要

### ◆事業名:商店街集客力向上支援事業 (平成28年度第2次補正予算)

- 支援種類:補助金
- 対象者:商店街組織と民間事業者の連携体、又は商店街組織
- 対象経費:謝金、旅費、施設整備費、内装・施工工事費等
- 補助率:2/3以内
- 補助対象事業:環境整備等
- 募集時期:  
平成28年12月9日～平成29年1月20日(一次募集)  
平成29年2月1日～平成29年3月8日(二次募集)(※募集終了)
- 予算額:15.0億円の内数
- 申請手続き:補助金交付/事務局(商店街集客力向上支援事業事務局)

## 事業イメージ

- 外国人観光客の消費需要を取り込むための、商店街における免税手続きカウンターの設置、Wi-Fi・防犯カメラの設置、地域産品を扱う販売所の設置等に要する費用を支援。
- 消費喚起、事業の生産性向上に繋がる高いセキュリティを有するIC型ポイントカードの導入、キャッシュレス端末の整備を支援。

<免税手続きカウンター(めいてつ・エムザ)>



<ポイントカード(鳥山駅前通り商店街)>



## ポイント!

- ✓ 商店街での集客力向上に関する取組みに支援が受けられます。
- ✓ 但し、①外国人観光客の消費需要を取り込む、または②国内消費喚起、事業生産性向上に係る新たな取組みである場合に対象となります。

# 開発した技術や製品の性能を保証したい

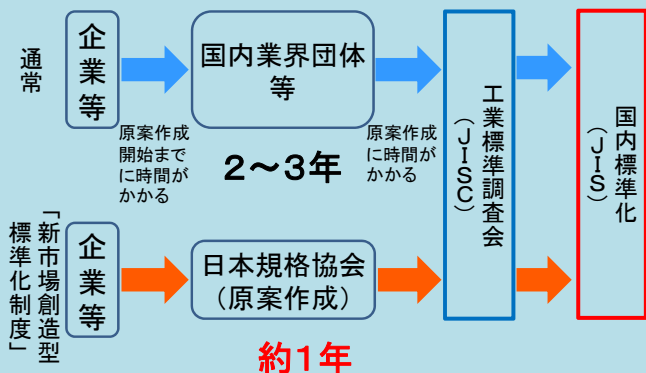
【お問合せ先】  
産業技術連携課(082-224-5680)

中堅・中小企業等が開発した優れた技術や製品を国内外に売り込む際の市場での信頼性向上や差別化などの有力な手段となる、性能の評価方法等の標準化を支援します。

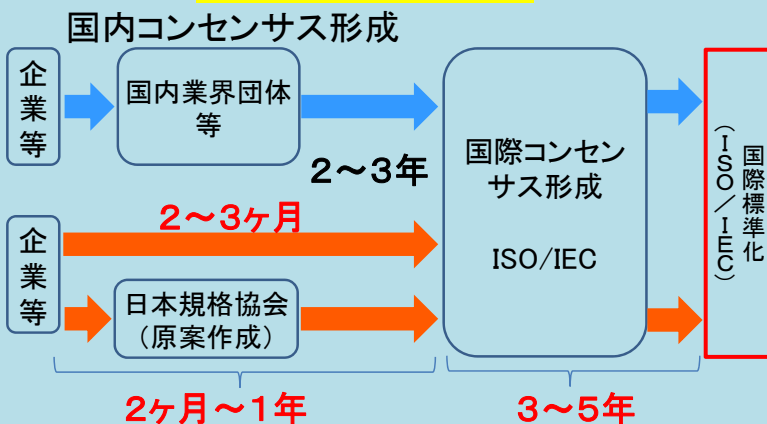
## 制度概要

「新市場創造型標準化制度」を活用することで、従来の業界団体でのコンセンサス形成を経ずに、迅速な国内標準化(JIS化)や国際標準(ISO/IEC)提案が可能になります。

### 国内標準の場合



### 国際標準の場合



## ポイント!

- ✓ 標準化活用支援パートナーシップ制度もご利用ください。

[http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/seisaku/hyoujunka/pdf/p602\\_sub\\_2.pdf](http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/seisaku/hyoujunka/pdf/p602_sub_2.pdf)

## 規制の特例を受けたい

【お問合せ先】  
地域経済課(082-224-5684)

新事業活動の実施にあたり、規制適用の有無の事前確認や、事業活動の支障となる規制の特例措置を受けられる「グレーゾーン解消制度」および「企業実証特例制度」を設けています。規制でお困りの場合はご相談ください。

### 制度概要

#### ◆事業名:グレーゾーン解消制度

- ① 事業者が事業計画に即して、規制の適用の有無を照会。
- ② 事業所管大臣を通じ、規制所管大臣に確認を求める。
- ③ 規制所管大臣から回答を得る。

#### ◆事業名:企業実証特例制度

- ① 事業者が、規制の特例措置を提案。
- ② 事業・規制所管両大臣が協議し、特例措置を創設。
- ③ 安全性等を確保する措置を含む事業計画の認定を通じ、規制の特例措置の利用を認める。

◆規制緩和制度の活用を通じて  
既存の枠にとらわれない新事業を実現



### 活用事例

#### ➤ グレーゾーン解消制度の事例

##### ・農業用ドームの普及拡大に際して

【所管省庁:農水省-経産省】

断熱性等に優れる農業用ドームハウスを販売するにあたり、本構造物が建築基準法上の「建築物」に該当するか否かについて、照会。照会の結果、本農業ドームハウスは、通常の屋内的用途に供さず、建築物ではないとの見解が示され、事業化に展望を開くことができた。

#### ➤ 企業実証特例制度の事例

##### ・搭乗型移動支援ロボットの公道走行

【所管法令:道路交通法】

現在、搭乗型移動支援ロボットについては、道路交通法上、公道走行が認められていない。今般、一定の人口集約が見られる都市公道での走行実証を行うに当たり、道路交通法における道路使用許可等の緩和等を要望。本要望を踏まえ、民間企業が実施する公道走行実証を可能とするよう規制の特例措置を創設。

### ポイント!

- ✓ 事業開始後における規制所管大臣又は利害関係者とのトラブルリスクを未然に回避できます。
- ✓ 事業所管大臣が事業者をサポートするため、経験や人材が少ない中小企業にとって有益です。
- ✓ 企業実証特例措置は、安全性等の確保を担保する代替措置提案が必要となります。

## 消費税転嫁で困っている

【お問合せ先】  
消費税転嫁対策室(082-205-5337)

取引上の立場の弱い中小企業・小規模事業者が消費税を円滑に転嫁できるようにするため、全国409名の転嫁対策調査官(転嫁Gメン)が、積極的に違反行為等の情報収集及び調査を行っています。

また、転嫁拒否行為に関する情報収集、相談対応のため、相談窓口を設けていますので、ご利用ください。

### 制度概要

#### ◆事業名:消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業

- 「消費税転嫁対策特別措置法」により、特定供給事業者(売り手)に対する減額や買ったとき、報復行為等が禁止されています。
- ✓ すでに決められた取引価格を後になって下げる「減額」、通常支払われる対価よりも低く定める「買ったとき」といった行為が禁止されています。
- 公正取引委員会・中小企業庁・主務大臣が検査・指導等を行っています。
- ✓違反行為に対しては、「転嫁を拒否した消費税額分を支払う」といった是正のための指導・助言を行います。悪質な事例については、「社名の公表」などの厳しい措置を講じています。
- ✓消費税の転嫁拒否等の被害について聞き取り調査を行う転嫁対策調査官を配置するなどの監視・検査体制の強化に取り組んでいます。

### 相談窓口

- 中国経済産業局 消費税転嫁対策室  
(広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館内)  
電話 082-205-5337  
FAX 082-205-5339



- 消費税価格転嫁等総合相談センター  
電話 0570-200-123  
【受付時間】9:00~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)
- 中小企業団体においても、相談窓口を設置してアドバイスしています。各地の商工会議所、商工会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会 他

### ポイント!

- ✓ 売り手に対する転嫁拒否等は、政府がきちんと是正します。
- ✓ 消費税の転嫁に関して不利益な取引でお悩みの事業者の方は、当局消費税転嫁対策室にご相談ください。

## 下請取引で困っている

【お問合せ先】  
中小企業課(082-224-5661)

中小企業の取引上の悩みの相談に、下請かけこみ寺の相談員が無料で相談に応じています。必要に応じて弁護士による相談や、「裁判外紛争解決手続(ADR)」についても無料で行います。

また、下請取引でのお困りごとを、取引調査員(下請Gメン)がお話をお聞きする訪問調査も、実施しています。

### 制度概要

#### ◆事業名: 中小企業取引適正化対策事業(下請かけこみ寺)

- 親事業者の代金未払いや、取引中断など、企業間取引におけるトラブルについて相談対応します。
- 弁護士相談や調停による紛争解決(調停(ADR))の主なメリットを、無料で行います。
- 親事業者との価格交渉をサポートします。

#### ◆事業名: 取引調査員(下請Gメン)による訪問調査

- 平成29年1月より、取引調査員(下請Gメン)が下請中小企業を訪問しています。
  1. 親事業者側に取組を促します！  
伺ったお話の秘密は守りつつ、親事業者などに適正な取引を促します。(取引条件の見直し、業界団体の自主行動計画作りなど)
  2. ルール作りにも反映していきます。  
伺った御意見を集約し、基準の改正などにつなげます

### 下請かけこみ寺 相談窓口

- 「下請かけこみ寺」相談用フリーダイヤル 0120-418-618
  - 消費税転嫁対策相談専用フリーダイヤル 0120-300-217
  - (公財)鳥取県産業振興機構 0857-52-6703
  - (公財)しまね産業振興財団 0852-60-5114
  - (公財)岡山県産業振興財団 086-286-9670
  - (公財)ひろしま産業振興機構 082-240-7704
  - (公財)やまぐち産業振興財団 083-922-9926
- 【受付時間】 平日9:00~12:00/13:00~17:00  
(土日・祝日・年末年始を除く)



### 「下請Gメン」による訪問調査



下請取引でお困りごとはありませんか？  
下請Gメンが、お話を伺います！

中国経済産業局中小企業課  
電話 082-224-5661

### ポイント！

- ✓ 各地の下請かけこみ寺では、企業間取引におけるトラブルについて無料で相談対応をします。(匿名可能)
- ✓ 取引調査員(下請Gメン)による訪問調査については、中国経済産業局中小企業課にて実施しています。
- ✓ 秘密厳守ですので、安心してご相談ください。

## 省エネ・節電の診断を受けたい

【お問合せ先】  
エネルギー対策課(082-224-5741)

ノウハウ・人材・金融などの面で省エネを実施することが困難な中小・中堅事業者に対して、省エネ・節電診断事業等を無料で実施します。

### 制度概要

#### ◆事業名: 中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金 「省エネ無料診断事業、無料節電診断事業」

- ・時期: 通年(予算額に達し次第終了)
- ・対象者: 省エネ診断 次のいずれかが対象
  - ① 中小企業
  - ② 年間のエネルギー使用量(原油換算値)が、原則として100kL以上1,500kL未満の工場・ビル 等

#### 節電診断

契約電力50kW以上の高圧電力または特別高圧電力契約者の工場・ビル等(エネルギー管理指定工場等は除く)。ただし、中小企業に関しては、エネルギー管理指定工場であっても対象。

#### ・内容: 省エネ診断(エネルギー全般が対象)

- ① 工場・ビル等における燃料や電気の使い方に関する事項
- ② より効率的な機器の導入、適切な運転方法見直しに関する事項
- ③ エネルギー合理化につながる適切な設備管理、保守点検に関する事項
- ④ エネルギーロスに関する事項 等

#### 節電診断(電力のみ対象)

- ① 工場・ビル等における電気の使い方に関する事項
- ② より効率的な機器の導入、適切な運転方法見直しに関する事項
- ③ 電力削減につながる適切な設備管理、保守点検に関する事項 等

・実施機関: (一財)省エネルギーセンター

### 事業イメージ

- 省エネ診断の事例
  - ✓ オフィスの空調の運用改善
  - ✓ 工場の廃熱の有効利用 等
- 多くの診断事例を「省エネ・節電ポータルサイト」に掲載しています。

<https://www.shindan-net.jp>



当サイトでは、業種別、設備別に検索できます。

### ポイント！

- ✓ 専門家が工場等に伺って現地診断を行い、診断後1ヶ月程度で報告書を作成し、内容をご説明します。
- ✓ まずは実施機関にご相談ください。



## 地域経済分析システム (RESAS) を活用したい

【お問合せ先】  
企画調査課(082-224-5626)

地域経済分析システム(RESAS)のビッグデータを活用したい事業者・行政・支援機関などの皆様に支援します。専門員を設置しているのでお気軽にご相談ください。また、皆様からご要望があれば、オーダーメイドの説明会も実施いたします。

### RESAS概要



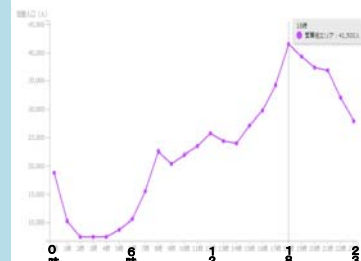
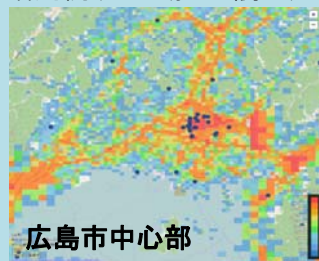
- ◆地域経済分析システム (RESAS) とは？
  - 「Regional Economy Society Analyzing System」の頭文字を取ってRESAS (リーサス) と読みます (URL→<https://resas.go.jp>) ※Google ChromeまたはInternet Explorerでご覧いただけます。
  - 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部と経済産業省が開発したビッグデータを活用し、地域経済を「見える化」したシステムです。
  - 誰でも使える、分かりやすい画面操作となっており、クリック一つでグラフになったデータと呼び出すことが可能です。
  - 経済分野に限らず、人口、観光、雇用など、様々な分野の政府・民間のデータを搭載しています。
- ◆見えるマップの紹介(一部)
  - 事業所立地動向:日本ソフト販売(株)「電話帳データ」  
→地図上に事業所を表示。どこにどのような事業所があるか把握できます。
  - 外国人消費の構造(免税取引):グローバル・ティエフエスジャパン(株)「免税利用状況データ」  
→地域の訪日外国人の免税取引状況が把握できます。

### 活用事例

【出典】株式会社Agoop「流動人口データ」  
中小企業庁「地域資源情報」

#### ◆活用例(人の動きの調査)

【繁華街エリアの時間別推移(人の動き)】



- GPSデータを用いて、いつ、どこに人が集中しているのかなど、人の動きを見ることができます。
- 左図の赤い部分は人が集中しているエリアを表しています。さらに、特定のエリアを指定して、より細かく人の動きを見ることができます。
- 右図は人の動きの時間別推移をグラフ化したものです。この例では、繁華街エリアを指定して表示しているので、夜間に多くの人が繁華街を訪れている様子うかがえます。

### ポイント！

- ✓ 無料で誰でも利用できるシステムで、ご自宅のパソコンでもお使いいただけます。
- ✓ 人の流れや、消費動向をおおまかに把握できるので、他のデータと組み合わせることで、商圈やターゲットの絞り込みなどができ、ビジネス等にご活用いただけます。

## どこの部署に聞けばよいのかわからない

【お問合せ先】  
総務課(082-224-5615)

中国地域の各地域、市町村に縁(ゆかり)等のある中国経済産業局職員を「縁(ゆかり)パートナー」、  
「地域パートナー」として任命し、担当する地域からの相談等の一元的な窓口として対応しています。

### 制度概要

- ◆制度名:縁(ゆかり)パートナー制度
  - 縁(ゆかり)パートナーは、市町村及び企業等からの相談等の一元的な窓口として対応します。
  - 各種施策の紹介、プロジェクトの共同実施などにより連携強化を図りつつ、中長期的に市町村等と「顔の見える関係」を構築していきます。
  - 中国地域の6割強の自治体に設置しており、順次拡大していきます。
- ◆制度名:地域パートナー制度
  - 地域パートナーは、地域における革新的な取組を応援するとともに、地域の総合的な相談窓口として各県に設置しています。
  - 市町村をまたぐ広域的な案件や縁(ゆかり)パートナーが不在の市町村からの相談について対応します。

### 相談窓口

- 中国経済産業局HP内の縁(ゆかり)パートナー、地域パートナーの紹介ページにおいて、各パートナーの一覧を掲載しております。
- 縁(ゆかり)パートナー、地域パートナーへの連絡は、紹介ページに掲載しているダイレクトメール、もしくは当局代表電話(082-224-5615)をご利用ください。



縁(ゆかり)パートナー紹介ページ <http://www.chugoku.meti.go.jp/yukari/index.html>

### ポイント！

- ✓ 担当地域に熱い想いを持った縁(ゆかり)パートナーと地域パートナーに、遠慮なくご相談ください。

# 支援機関一覧(こちらでも相談を承っています)

## 商工会議所

	会議所名	郵便番号	住所	電話番号
鳥取県	鳥取商工会議所	〒680-8566	鳥取市本町3-201(鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル4階)	(0857)-26-6666
	米子商工会議所	〒683-0823	米子市加茂町2-204	(0859)-22-5131
	倉吉商工会議所	〒682-0887	倉吉市明治町1137-11	(0858)-22-2191
	境港商工会議所	〒684-8686	境港市上道町3002	(0859)-44-1111
島根県	松江商工会議所	〒690-0886	松江市母衣町55-4	(0852)-23-1616
	浜田商工会議所	〒697-0027	浜田市殿町124-2	(0855)-22-3025
	出雲商工会議所	〒693-0011	出雲市大津町1131-1	(0853)-25-3706
	平田商工会議所	〒691-0001	出雲市平田町2280-1	(0853)-63-3211
	益田商工会議所	〒698-0033	益田市元町12-7	(0856)-22-0088
	大田商工会議所	〒694-0064	大田市大田町大田1309-2	(0854)-82-0765
	安来商工会議所	〒692-0011	安来市安来町879	(0854)-22-2380
	江津商工会議所	〒695-0016	江津市嘉久志町2306-4	(0855)-52-2268
岡山県	岡山商工会議所	〒700-8556	岡山市厚生町3-1-15	(086)-232-2260
	倉敷商工会議所	〒710-8585	倉敷市白楽町249-5	(086)-424-2111
	津山商工会議所	〒708-8516	津山市山下30-9	(0868)-22-3141
	玉島商工会議所	〒713-8122	倉敷市玉島中央町2-3-12	(086)-526-0131
	玉野商工会議所	〒706-8533	玉野市築港1-1-3	(0863)-33-5010
	児島商工会議所	〒711-0921	倉敷市児島駅前1-37(倉敷市児島産業振興センター2階)	(086)-472-4450
	笠岡商工会議所	〒714-0088	笠岡市笠岡中央町15-1	(0865)-63-1151
	井原商工会議所	〒715-8691	井原市七日市町13	(0866)-62-0420
	備前商工会議所	〒705-8558	備前市東片上230	(0869)-64-2885
	高梁商工会議所	〒716-8601	高梁市南町16-2	(0866)-22-2091
	総社商工会議所	〒719-1131	総社市中央6-9-108	(0866)-92-1122
新見商工会議所	〒718-0003	新見市高尾2475-7	(0867)-72-2139	
広島県	広島商工会議所	〒730-8510	広島市中区基町5-44	(082)-222-6610
	尾道商工会議所	〒722-0035	尾道市土堂2-10-3	(0848)-22-2165
	呉商工会議所	〒737-0029	呉市宝町1番10号(呉市交通局本庁舎4階)	(0823)-21-0151
	福山商工会議所	〒720-0067	福山市西町2-10-1	(084)-921-2345
	三原商工会議所	〒723-8555	三原市皆実4-8-1	(0848)-62-6155
	府中商工会議所	〒726-0003	府中市元町445-1	(0847)-45-8200
	三次商工会議所	〒728-0021	三次市三次町1843-1	(0824)-62-3125
	庄原商工会議所	〒727-0011	庄原市東本町1-2-22	(0824)-72-2121
	大竹商工会議所	〒739-0612	大竹市油見3-18-11	(0827)-52-3105
	竹原商工会議所	〒725-0026	竹原市中央5-6-28	(0846)-22-2424
	因島商工会議所	〒722-2323	尾道市因島土生町1809-20	(0845)-22-2211
	東広島商工会議所	〒739-0025	東広島市西条中央7-23-35	(0824)-20-0301
	廿日市商工会議所	〒738-0015	廿日市市本町5-1	(0829)-20-0021
山口県	下関商工会議所	〒750-8513	下関市南部町21-19	(0832)-22-3333
	宇部商工会議所	〒755-8558	宇部市松山町1-16-18	(0836)-31-0251
	山口商工会議所	〒753-0086	山口市中市町1-10	(083)-925-2300
	防府商工会議所	〒747-0037	防府市八王子2-8-9	(0835)-22-4352
	徳山商工会議所	〒745-0037	周南市栄町2-15	(0834)-31-3000
	下松商工会議所	〒744-0011	下松市汐見町1350-10	(0833)-41-1070
	萩商工会議所	〒758-0041	萩市東田町19-4	(0838)-25-3333
	岩国商工会議所	〒740-0017	岩国市今津町1-18-1	(0827)-21-4201
	山陽商工会議所	〒757-0001	山陽小野田市大字鴨庄101-29	(0836)-73-2525
	長門商工会議所	〒759-4101	長門市東深川1321-1	(0837)-22-2266
	光商工会議所	〒743-0063	光市島田4-14-15	(0833)-71-0650
	小野田商工会議所	〒756-0824	山陽小野田市中央2-3-1	(0836)-84-4111
	柳井商工会議所	〒742-8645	柳井市中央2丁目15-1	(0820)-22-3731
	新南陽商工会議所	〒746-0017	周南市宮の前2-6-13	(0834)-63-3315

## 商工会連合会

機関名	郵便番号	住所	電話番号
鳥取県商工会連合会	〒680-0942	鳥取県鳥取市湖山町東4-100	(0857)-31-5555
島根県商工会連合会	〒690-0886	島根県松江市母衣町55-4	(0852)-21-0651
岡山県商工会連合会	〒700-0817	岡山県岡山市北区弓之町4-19-401	(086)-224-4341
広島県商工会連合会	〒730-0051	広島県広島市中区大手町3-3-27	(082)-247-0221
山口県商工会連合会	〒684-8686	山口県山口市中央4-5-16	(083)-925-8888

※最寄りの商工会でもご相談いただけます。

## 中小企業団体中央会

機関名	郵便番号	住所	電話番号
鳥取県中小企業団体中央会	〒680-0845	鳥取県鳥取市富安1-96	(0857)-26-6671
島根県中小企業団体中央会	〒690-0886	島根県松江市母衣町55-4	(0852)-21-4809
岡山県中小企業団体中央会	〒700-0817	岡山県岡山市弓之町4-19-202	(086)-224-2245
広島県中小企業団体中央会	〒730-0011	広島県広島市中区基町5-44	(082)-228-0926
山口県中小企業団体中央会	〒753-0074	山口県山口市中央4-5-16	(083)-922-2606

## 産業振興財団

機関名	郵便番号	住所	電話番号
公益財団法人 鳥取県産業振興機構	〒689-1112	鳥取県鳥取市若葉台南7-5-1	(0857)-52-3011
公益財団法人 しまね産業振興財団	〒690-0816	島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内	(0852)-60-5110
公益財団法人 岡山県産業振興財団	〒701-1221	岡山県岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡市内	(086)-286-9664
公益財団法人 ひろしま産業振興機構	〒730-0052	広島県広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ内	(082)-240-7715
公益財団法人 やまぐち産業振興財団	〒753-0077	山口県山口市熊野町1-10 NPYビル内	(083)-922-3700

## 中小企業基盤整備機構

機関名	郵便番号	住所	電話番号
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中国本部	〒730-0013	広島県広島市中区八丁堀5-7	082-502-6300

## 日本貿易振興協会

機関名	郵便番号	住所	電話番号
日本貿易振興機構 ジェトロ鳥取	〒689-1112	鳥取県鳥取市若葉台南7-5-1	(0857)-52-4335
日本貿易振興機構 ジェトロ松江	〒690-0826	島根県松江市学園南1-2-1 くびきメッセ内	(0852)-27-3121
日本貿易振興機構 ジェトロ岡山	〒700-0985	岡山県岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル内	(086)-224-0853
日本貿易振興機構 ジェトロ広島	〒730-0052	広島県広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ内	(082)-535-2511
日本貿易振興機構 ジェトロ山口	〒750-0018	山口県下関市豊前田町3-3-1 海峡メッセ下関国際貿易ビル内	(083)-231-5022

## 認定経営革新等支援機関

以下のサイトで支援機関一覧がご覧いただけます。支援機関によって対応可能な具体的な相談内容に違いがありますので、相談したい内容に応じて支援機関をお探し頂きます。

[http://www.chugoku.meti.go.jp/topics/chusho/130920\\_2.html](http://www.chugoku.meti.go.jp/topics/chusho/130920_2.html)



# 中国経済産業局 組織図 (2017年4月現在)

中国 経済 産業 局	総務 企 画 部	総務課 TEL(082)224-5615 参事官(広報担当) TEL(082)224-5618	経済産業局行政の総合調整、政策評価、渉外、人事、文書、秘書、庶務	
		広報・情報システム室 TEL(082)224-5618 情報公開室 TEL(082)224-5615	政策普及、広報、局内業務の情報処理の推進、情報システムの開発、運用管理 情報公開	
		企画調査課 TEL(082)224-5626 参事官(調査担当) TEL(082)224-5633	地域経済活性化に関する施策の企画立案・総合調整	
		調査室 TEL(082)224-5633	景気動向分析、地域経済動向分析、商工業統計、鉱工業指数、産業連関表	
		会計課 TEL(082)224-5622	予算、決算、出納、物品管理、契約参加資格の受付	
		電力・ガス取引監視室 TEL(082)205-5360	電気事業者及びガス事業者に対する監査・報告徴収・立入検査、苦情の申出等の受付	
		地域 経 済 部	地域経済課 TEL(082)224-5684 参事官(ものづくり産業担当) TEL(082)577-7761 参事官(自動車・航空機・産業機械担当) TEL(082)224-5760 参事官(情報・ヘルスケア産業担当) TEL(082)224-5630	部の総合調整、金融、税制、商工会議所、経済構造改革の推進、新規・成長分野展開支援 産業(基礎、生活、繊維、住宅、窯業建材、伝統的工芸品、電子・電気機器等)の振興、化学物質の安全管理、化学兵器禁止条約関連、中核企業を中心とした関連企業群によるプロジェクト支援(電子・デバイス関連分野) 産業(機械関連)の振興、中核企業を中心とした関連企業群によるプロジェクト支援(自動車、航空機、ロボット関連分野) 地域情報化の推進、情報活用力の推進、中核企業を中心とした関連企業群によるプロジェクト支援(ヘルスケア関連分野(医療・介護・福祉機器等含む))
	競争環境整備室 TEL(082)224-5734		競争紛争の処理	
	産業人材政策課 TEL(082)224-5683		産業人材の育成、雇用の促進	
	産業技術連携課 TEL(082)224-5680		技術振興、試験研究の企画立案・振興・成果普及、産学官連携の推進、工業標準化の推進、各種助成制度による事業化支援	
	知的財産室 TEL(082)224-5680		工業所有権の指導・奨励、普及、特許等情報の閲覧	
	産 業 部		産業振興課 TEL(082)224-5638	部の総合調整、産業立地、工業団地・用水、車両競技
			アルコール室 TEL(082)224-5681	工業用アルコールに関わる流通管理(使用などの許認可、報告徴収、立入検査など)
			国際課 TEL(082)224-5659	通商、輸出入・地域の国際交流・対内対外投資等の推進
			流通・サービス産業課 TEL(082)224-5655	物流の効率化・適正化、サービス産業の振興、中心市街地の活性化支援、卸・小売業の振興、商店街振興、デザインの指導・奨励
大規模小売店舗立地法相談室 TEL(082)224-5665			大規模小売店舗立地法に関する情報の提供、相談、苦情の処理	
コンテンツ産業支援室 TEL(082)224-5655		符号、音符、映像等の制作・保管、ゲーム用ソフトウェア、映画産業、印刷業・製本業、レコードその他情報記録物、広告代理業に関する企画・立案及び発達・改善・調整		
消費経済課 TEL(082)224-5671		割賦販売・特定商取引の適正化、計量士試験に関すること		
消費者相談室 TEL(082)224-5673		消費者相談		
製品安全室 TEL(082)224-5671		製品安全、家庭用品品質表示の指導		
中小企業課 TEL(082)224-5661		中小企業の金融・税制、適正取引、官公需、高度化、地場産業、小規模事業者対策、再生支援、事業承継		
消費税転嫁対策室 TEL(082)205-5337		消費税転嫁対策		
経営支援課 TEL(082)224-5658		中小企業の経営支援、経営革新、新連携、地域資源活用、農工商連携		
新事業支援室 TEL(082)224-5658		中小企業の新事業創出、創業支援		
資 源 エ ネ ル ギ ー 環 境 部	資源エネルギー環境課 TEL(082)224-5713	部の総合調整、熱供給事業に関すること		
	資源エネルギー環境広報推進室 TEL(082)224-5713	エネルギーに関する広報		
	環境・リサイクル課 TEL(082)224-5676	資源リサイクル、産業公害の防止、循環型地域システムの構築		
	エネルギー対策課 TEL(082)224-5741 参事官(エネルギー企画担当) TEL(082)224-5818	エネルギー使用合理化の推進、省エネルギーの普及・啓発、次世代コンピナートプロジェクトの推進、エネルギー社会システムの構築		
	新エネルギー対策室 TEL(082)224-5818	新エネルギーの導入促進		
	資源・燃料課 TEL(082)224-5722	鉱物資源の開発、鉱業の振興、鉱業種・租鉱権の出願・登録、採石・砂利採取業の振興、石油製品販売業の振興(石油製品の需給・品質確保、石油製品等の備蓄、揮発油販売業の登録)		
	電力・ガス事業課 TEL(082)224-5736 参事官(ガス事業担当) TEL(082)224-5745	電気事業に関する許認可、公聴会、電源開発の推進、電力需給、電気の供給計画、発電水力の開発・調査、ガス供給基盤の整備。		
ガス事業室 TEL(082)224-5745	ガス小売事業、ガス導管事業に関すること			

# ホットな情報をお届けする充実のコンテンツ！

(中国経済産業局からの情報提供)

## ➤ メールマガジン

- ✓ METI CHUGOKU TIMES(毎週水曜日発行)
- ✓ 環境・リサイクル通信(不定期発行)

<http://www.chugoku.meti.go.jp/mailing/index.html>



## ➤ 電子広報誌

- ✓ ちゅうごく地域ナビ

<http://www.chugoku.meti.go.jp/info/koho/index.html>



## ➤ その他

- ✓ もうけの花道 ～知財戦略のススメ～

<http://www.chugoku.meti.go.jp/ip/index.html>




- ✓ ミラサポ ～未来の企業★応援サイト～

<https://www.mirasapo.jp/>



- ✓ FIND/47

 本誌の表紙には、「Find/47」の写真素材を引用しています。  
Find/47(旧PHOTO METI)とは? [ <http://find47.jp/ja/> ]



- FIND/47は、経済産業省が提供するWEBサイトであり、2020年の東京オリンピックを視野に、日本各地の風景写真素材を公開することによりインバウンド獲得を図る目的で生まれました。
- 写真素材は、どなたでも利用規約に従って複製、公衆送信、翻案その他の方法で自由に利用でき、商用利用も可能です。

# **支援制度利用ガイドブック**

**～変わるキッカケ50のヒント～**

2017年11月22日発行

中国経済産業局 総務企画部

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30

電話：082-224-5615







経済産業省  
中国経済産業局

